

令和4年第3回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和4年9月8日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	9 番 佐 原 吉太郎
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 押 山 正 弘
住 民 福 祉 部 長 作 田 純 一	産 業 建 設 部 長 菅 野 昭 裕
政 策 推 進 課 長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住 民 生 活 課 長 安 田 春 好	健 康 福 祉 課 長 後 藤 隆
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環 境 保 全 課 長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教 育 総 務 課 長 橋 本 哲 夫	生 涯 学 習 課 長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長 神 野 藤 浩 和	総 務 課 長 補 佐 渡 辺 一 樹
代 表 監 査 委 員 甲 野 藤 健 一	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、安田敏、鈴木裕也

一般質問者目次

1.	2 番	渡 邊 啓 子	P. 32～
2.	11 番	押 山 義 則	P. 38～
3.	5 番	松 本 昇	P. 53～
4.	8 番	武 田 悦 子	P. 62～
5.	1 番	斎 藤 信 一	P. 73～
6.	7 番	鈴 木 康 広	P. 81～
7.	10 番	須 藤 軍 蔵	P. 87～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

会議に先立ち、申し上げます。本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、総務部長、押山正弘君、政策推進課長、鈴木真一君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の傍聴に、鈴木正雄さんほか5名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

2番渡邊啓子君より通告がありました「大玉村名誉村民顕彰制度のその後は」ほか1件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） おはようございます。

2番渡邊啓子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。

初めに、大玉村名誉村民顕彰制度についての質問です。

大玉村名誉村民条例が制定され、画家の斎藤良夫氏が名誉村民第1号となってからしばらくたっていると思います。新たに名誉村民としてふさわしい人を検討してはどうかということで質問させていただきます。

本日は傍聴の方もおられますので、まず大玉村名誉村民条例の内容を確認するとともに、条例制定からこれまでの経緯をお伺いします。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 2番議員さんにお答えしたいと思います。

担当部長、課長、欠席でございますので、代わって答弁をいたします。

今ご質問の大玉村名誉村民条例、この条例の内容としましては、7つの条文から構成されております。

第1条で、社会文化の興隆に著しい功績のあった者に対し、名誉村民の称号を贈り、その栄誉と功績を讃え顕彰することを目的とする。

第2条では、名誉村民の称号は、本村に居住している者又は縁故のある者であり、公共の福祉の増進又は学術・技芸の進展に著しい功績があり、村民が郷土の誇りとして深く尊敬する者に贈る、と条件を定めております。

以下、第3条では、村長が議会の同意を得て決定すること、第4条では、名誉村民の選定に関しては選考委員会を置くこと、第5条では、名誉村民の功績は広く公示し、これを顕彰する、とあります。

第6条では、村の公の式典への招待などの名誉村民の待遇を定め、第7条では、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定めるという委任規則が定められています。

これが条例の内容になっております。

この条例のこれまでの経緯でございますけれども、条例制定からということになりますと、平成10年9月定例会において、名誉村民条例を上程、議決をいただいたところであります。それから、平成17年4月11日、名誉村民選考委員会を開催し、斎藤良夫氏を名誉村民に推戴することを決定しております。

以降、平成17年4月21日開催の議会において、斎藤良夫氏の名誉村民推戴を提案し、議決をいただいたところであります。それから、平成17年5月29日、村合併50周年式典において、斎藤氏に名誉村民称号記を贈呈したところあります。

これが、これまでの経緯でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 詳細にわたり、ありがとうございます。

大玉村名誉村民条例が平成10年9月定例会で議決されて、17年に斎藤良夫氏が名誉村民第1号の称号を贈られたということで、それ以降17年間は名誉村民の称号を贈られた方がいないということになります。

現在、名誉村民として顕彰することを検討中の方はおられるのでしょうか。村民の方から、ぜひこの方を名誉村民にという声をいただいております。日本看護協会の会長として、コロナ禍で重責を担い尽力されている本村出身の福井トシ子氏に名誉村民の称号を贈ることを検討できないでしょうか。

福井氏は、2020年以降、私が気がついた範囲で、福島民報新聞に13回ほど記事が掲載されております。記事には必ず大玉村出身と書かれており、すごい人がいるものだな、一体どこの人なのかなと思いながら新聞の切り抜きを集めていたところ、村民の方から福井氏を名誉村民にという声が寄せられました。

その後、高校時代に同級生だったという人に出会いました。当時の話を聞いてみると、負けず嫌いの努力家だったということです。経歴を見ても、本当に人の何倍も努力されたことが分かります。安達高校の夜間で学び、その後、東京都立北多摩看護専門学校、東京女子医科大学看護短期大学専攻科、福島県立総合衛生学院保健学科、厚生省看護研修研究センター看護教員養成課程助産婦養成所教員専攻、産能大学大学院経営情報学研究科、国際医療福祉大学大学院博士後期課程で学んでおります。

東京女子医科大学病院や杏林大学医学部付属病院に勤務し、2017年から日本看護協会会長を務めております。会員数約76万人の看護職のトップとしてご活躍されている本村出身の女性がいるということは、誠に名誉なことではないでしょうか。村

民の誇りとなり、また、子どもたちの目標ややればできるというやる気につながるのではないかと私は考えます。

現在、名誉村民として顕彰することを検討中の方はおられるのか、日本看護協会会長の福井トシ子氏にぜひとも大玉村名誉村民の称号を贈ることを検討できないかの2点について伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

第1号が決まってから17年間いなかった。大変残念な結果でありますけれども、今2番議員さんおっしゃるように、福井氏の活動、ご活躍、これについては私どももマスコミ等いろんな媒体を通じて承知をしております。

そういった意味で、検討する人がいるかいないかと問われれば、当然福井さんは検討の対象になるものというふうに思っております。そういった意味で、早い段階から村としても福井氏についてはいろいろ関心を寄せておりました。選考基準というのがありまして、その選考基準を確認したところ、功績の要件として定める公共の福祉の増進への功績として、全国規模の公共的福祉団体等の代表者を10年以上務め、福祉の向上に多大なる功績があった者。この条項には当てはまるというふうには考えておりますが、現在確認できる範囲では、福井氏が務める日本看護協会会長、2017年から5年間務められております。10年以上の要件というには合致しないと、現行要件では合致しないということで、現時点では名誉村民の候補者として基準を満たしていないというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 顕彰の対象として考えてくださってはおりますが、10年の要件を満たしていないという答弁でございました。

福井氏は、日本看護協会の常任理事は2010年から務めております。その辺も含めて検討していただきたいと思います。

それから、名誉村民は村長が議会の同意を得て決定するとなっておりますので、改めて今後のことも含めて村長の考えをお聞かせ願います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんにお答えいたします。

選考基準が存在しますので、現時点ではこの基準にのっとると該当しないということになるわけですが、どういう基準があるかということ、その10年以上、それから科学的なものとかで国際的に認められた功績がある者とか、それから、日展において特選を受賞したとか、日本的規模の芸術、それから、あと斎藤先生は褒章等の受章者で芸能分野においてその名が広く知られている上、国民の多くはその実績を認知しているということで、千葉県でも活躍し、全国的にも名前が通っているということで選考されたということがございます。

先ほど言いましたように選考基準がありますので、これをどうするかということ

すが、既に7月に、電話等では大変失礼なので、前から功績は分かっておりますので、お会いしていろいろとお話を伺いたいなど。そして、できれば中学生に講演とか、将来のキャリア教育としてやっていただくお願いにも行こうと思っていたんですが、東京でお会いする約束でしたが、私がコロナに感染してしまいまして延びてしまいまして、9月下旬に福井さんと東京の看護協会でお会いする約束はできております。これから行く予定です。

その中で、いろいろとお話をさせていただきながら、この基準についても改めて検討させていただきたいというふうに考えています。その際は、ぜひ村に来て講演等をしていただけないかというお願いをしたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 既に福井氏にお会いしてお話しする約束ができていうことで、本当に思いがけないお返事いただきまして、大変うれしく思います。名誉村民としての基準云々の点は今後も検討していただきたいですが、まずは中学生のキャリア教育として来村いただき講演をいただくなど、その辺、前向きにぜひ早い段階で実現できればありがたいと思います。

それでは、次の地域コミュニティの課題についての質問に移ります。

村の人口が増えるのは大変喜ばしいことですが、転入者が増えることで新たな課題も生じてまいります。本村が政策目標として掲げる「みんなで支える安心生活、自助・共助・公助でみんながつながる村づくり」のためにも、行政区や組への加入を促進することは最も重要なことだと思います。加入しているかないかでの不公平感を軽減し、転入者と地域コミュニティとの在り方を考えることで解決策を探ってみたいと思います。

まず、人々が暮らしていく上で、生活に直結している身近な課題としてごみ出しの問題があります。自治体によってはごみステーションの設置基準を何世帯と明確に定めているところもあるようですが、本村の場合、ごみステーションの設置基準はあるのでしょうか。あるとすれば、どのような内容なのかをお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

本村における各地区における設置基準ではありますが、明確なものではありませんが、おおむね20戸程度を設置の目安としてございますが、これにつきましては、地元のご要望をお聞きしながら、個数が目安をやや下回っても柔軟に対応させていただいているというふうな現状でございます。

また、分譲団地あるいはアパートの建設等につきましては、土地利用計画の段階でステーションを設置するよう事業者には要請をしているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） おおむね20戸程度の、明確ではありませんが20戸程度に設置と

ということと、地元の要望にも柔軟に対応されており、アパート等は設置を事業者に要請しているとのことでございました。

多くのごみステーションは組ごとに管理しております。組に加入していない場合は、もとみやクリーンセンターへ自己搬入するか役場隣のごみステーションにごみを出すという2通りのやり方で、現在村では対応していると伺っております。

ごみ出しに関わる問題として、特に資源ごみ、不燃ごみ収集日の朝に役場周辺が交通渋滞となり、通行に危険を感じるという声を聞くことが多くなりました。路肩に駐車した車が急にドアを開けるなど、非常に危ない状況にあります。役場隣のごみステーションは決して広いとは言えません。年々ここにごみを出す人が増えてきているように思います。現状維持が限界に達しているのではないのでしょうか。ごみステーションをもう少し広い場所に移すか、もしくは、もう1か所設置するなどを検討する必要があるのではないかと思います。管理者等の課題はありますが、事故が起きてからでは遅いと思います。このことについて、今後の見通しも含めて考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんに再度お答えをいたします。

役場裏のごみステーションに関するご質問でございますが、これにつきましては、もともと役場のステーションであったところにごみや資源物を出す方が増えてきて、拡張したもので現況に至っていると。現在につきましては、職員がその管理に当たっているというのが現状でございます。

ご質問のごみステーションの移転または拡張というふうな部分につきましては、議員ご指摘のように、管理方法、それから場所をどこにするのかというふうな課題もあるというふうに考えておりますので、まずは現在の利用者を含めた新規居住者の皆さんに各地区の組織に入っていて、地区のステーションを利用させていただきたいということをまず推進してまいりたいというふうに考えております。

また、これは村全体に言えることではありますが、ごみの減量化あるいは資源化という部分について、広く呼びかけをいたしまして、このごみステーションについては、状況の推移を見極めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） もともと役場のごみステーションであったことは存じております。

組がないところにぽつんと家が建ったりした場合、致し方なく役場のステーションを利用していただくことになったというようなお話も伺っております。居住者の皆さんに各地区の組に入っていていただく。また、ごみの減量化、資源化に力を入れる。全ての人に地元の組に入っていただければ問題ないのですが、なかなか簡単には解決できない難しい問題です。今の状況ではちょっと無理がありますので、早急な対策を進めていただくように、再度お願い申し上げます。

さて、次の課題ですが、クリーンアップ作戦や春と秋の村内一斉環境美化活動を実施する際に、組によっては欠席世帯は負担金が徴収されることもあります。行政区や

組に入っていない世帯は奉仕作業も負担金もないのは不公平ではないかという声を聞きます。近年では、今まで加入していた世帯が組を抜けるケースも出てきているようです。勤務形態の多様化やライフスタイルの変化、核家族化などにより、地域のしきたりや冠婚葬祭の付き合いが煩わしいと考える人が増えてきていることも事実です。

しかし、円滑な地域コミュニティを維持していくためには、やはりお互いさまの精神を持ってもらうことが重要だと思います。行政区や組への加入を強制することはできませんし加入が義務でもありませんが、村に新しく来られた方が転入届を出される際に、窓口で加入を進めるだけでなく、転入者への説明会を開いてはいかがでしょうか。区長や副区長、組長による支援はもちろんですが、村としても、例えば、数か月に一度、日にちを設定して、30分でも1時間でもよいので、村が現在行っている政策や生活に密着した事柄を説明し、新しく来られた方の質問や意見も伺い、ぜひ行政区や組に入って協力していただだけませんかと相互理解の機会を設けることで、少しでも加入促進につながるのではないかと考えます。村が誠意を見せることで、転入された方も安心して本村での生活をスタートできるのではないのでしょうか。7月に開催された「村民の声を聴く会」でも、お嫁に来たばかりで大玉村のことが分からないので参加してみましたという方がいらっしゃいました。説明会の開催について考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

新しく転入された世帯、特に若い世帯につきましては、組などに加入しない場合があるということは承知しているところでございます。今後、定期的に転入された皆さんの意見や要望などをお伺いする場を設けるなど、村に対する理解を深めていただくことで地域コミュニティへの参加につながるよう、全庁的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） おっしゃるとおり、若い世代は特に加入率が低いと言えます。村に対する理解を深める機会を設けていくなど検討してくださるということで、今後に期待したいと思います。

また、アパートが増えていることも影響していると思います。一方、避難民の方で住所をまだ移していない方でも、自ら行政区や組に加入していらっしゃる方もおられます。今後は、今まで以上に新たな未加入者を増やさない努力が必要だと思います。

転入者への説明会ということで話を進めてまいりましたが、例えば、村内の実家から結婚を機に独立して、実家から離れた場所に家を建て、住所変更届を出す方などにも、窓口では組への加入等を勧めているのでしょうか。また、アパートへの入居者へは、そもそも加入を勧める話をしていないのでしょうか。この2点について確認いたします。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2 番議員さんにお答えいたします。

実家を離れて新しく家建てられた若い世代の方々、そしてアパートに入られる方、その方々についても、組に加入ということについては窓口のほうで勧めているところではございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） ありがとうございます。

未加入者を増やさないためには、全てのケースにやはり加入を勧めることが大事だと思います。できるだけ加入していただける方を増やすような工夫を重ねていただきたいと思います。

以前の定例会で、ほかの方の質問に対して、「昔のようなコミュニティづくりは今不可能だと考えているので、一番効果的なのが地域防災組織であると考え、これを強力に進めてまいります」と村長は答えていらっしゃいました。確かに、防災組織に入りませんという人はめったにいないかと思いますので、全ての人に入ってもらには地域防災組織が有効であるとの考え方は理解できます。しかし、いざというときのスムーズな連携は、やはりふだんからのつながりの上に成り立つものではないでしょうか。

第5次大玉村総合振興計画では、令和2年度実績の行政区加入率が73.4%であり、令和7年度には加入率を75%を目標に掲げております。何とか地域防災組織を通じたつながりも含めて、暮らしや命に関わる助け合いのできる、安心できる生活の基盤としてのコミュニティづくりを住民と行政とで協力して考えていければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、2番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

11番押山義則君より通告がありました「（仮称）大玉スマートインターチェンジ誘致に向けての進捗状況を伺う」ほか2件の質問を許します。11番。

○11番（押山義則） 議長の許可をいただきまして、令和4年9月議会一般質問を行います。

このコロナ感染症の影響で、ここ数年様々な事業展開において、中止や延期など苦慮している状況にあります。村内の感染者も800名を超えまして、村長はじめ職員の中にも感染者が発生するなど厳しい環境が続いておりますが、一日も早く感染沈静化を望むところであります。

さて、通告した3点について、順次、質問申し上げます。

（仮称）大玉スマートインターチェンジ誘致に向けての現時点での進捗状況を伺います。

今年度の施政方針で、村活性化のため重点施策としてスマートインターチェンジの誘致に取り組むと伺いました。国・県・ネクスコ・村をメンバーとした勉強会を通して誘致、設置に向けての条件整備が承認されていると理解しております。

また、あだたら直売所の道の駅化や工場誘致に向けての施策の展開など、いろいろ耳に入っておりますが、スマートインターチェンジ設置の具現化に向けて、現時点で取り組むべき準備といたしますか、条件整備に向けての準備の必要性を感じております。

具体的には、用地の確保や様々な同意の必要性など考えられます。時期尚早かもしれませんが、今申し上げました内容も含めて3点ほど伺ってまいります。それぞれ関連する内容ですので、まとめて伺います。よろしくお願いします。

1つ目として、国・県・東日本高速道路株式会社・村をメンバーとした勉強会と称する組織での現時点での協議内容について、公表できる範囲で公開を願います。どのような問題提起といたしますか、課題があるのか伺ってまいります。

2つ目として、国による準備段階調査、対象箇所への選定における可能性について伺います。時期的なことも含めて、行政報告では「目指している」とありますが、時期的なことも含め、選定に向けての方策を伺います。

それから3つ目、これは誘致に向けての条件整備の内容についてでございますが、あだたら直売所、それからたまちゃん食堂、向山製作所を含めた道の駅化、それから、工場誘致のための施策展開など、村長から談話の中で伺っておりますが、それらに対しての方策というか、準備の必要性をまず伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

スマートインターの誘致につきましては、国・県・東日本高速道路株式会社・村をメンバーとする勉強会、これまで4回ほど実施をしております。直近では第4回勉強会を8月31日に開催したところでございます。現在、この勉強会では、スマートインターの必要性の検討、あるいは周辺道路の交通量を含めた現況確認を行っている現状でありまして、村の抱える課題あるいはその整備効果について議論を行っているところでございます。

引き続き勉強会、今年度あと複数回開催を目指しておりまして、この勉強会での議論を深めていくとともに、この熟度を高めまして、国による準備段階調査、いわゆる直轄調査の早期採択を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、課題あるいは整備効果、この具体的な内容につきましては、現段階ではまだ国による準備段階調査の前段階でありますので、公表できる段階には至っていないということをご理解いただければというふうに考えてございます。

次に、この準備段階調査への対象箇所の選定の可能性でありますけれども、これにつきましては、現段階で言及できる状況にはございませんけれども、勉強会で議論を深めていくことが可能性が高まってくるというふうに考えておりますので、しっかり引き続き勉強会で、この現在の内容について、必要性あるいはその整備効果、そういったものを構築してまいりまして、可能性を高めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、条件整備というふうな内容でございますけれども、国のスマートインター

整備事業制度実施要項におきましては、スマートインターの要件として、出入り交通量の要件をクリアすることが一番重要というふうにされてございます。これは、現在の本宮インター、二本松インターの合計よりも整備後の（仮称）大玉スマートインターチェンジの3インターチェンジ、これを合わせた出入り交通量の合計が上回るということがクリアする必須の条件というふうになってございます。

これらのことから、スマートインターの誘致につきましては、何よりもこの新たなスマートインターチェンジへの誘発交通、いわゆる交通を誘導する、こういった視点が大切になってまいります。誘発交通を図るためには、地域の魅力度をどう増していくかというふうなまちづくりが必要になってくるというふうに考えてございます。

このような視点から、村といたしましては、まず現在の直売所周辺の「道の駅」化を柱といたします地域振興施設の検討を始めるべく、その必要性あるいは実現性について、国・県・村内の関係者を交えて議論をする場を設けてまいりたいというふうに考えてございます。

また、誘発交通を図る上で有効なのが企業誘致でありますので、国道4号沿道の土地の優位性を生かしまして、商工業の産業集積を図っていくことを目的といたしまして、企業誘致に当たって農振解除の手續の調整や支援、あるいはオーダーメード方式、こういったものの工業団地の造成、これらについて企業が進出しやすい環境を整えていく議論を進めていきたいというふうに考えてございます。

これらにつきましては、現在、スマートインター誘致と並行して改定作業を進めております都市計画マスタープランに、これらの内容についてはしっかりと反映し進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） このスマートインターチェンジの誘致は、既に多くの投資もしてございます。やはり何が何でも大玉村発展のため、村長は常々最重点施策とおっしゃっております。誘致の成功に向けての対応はきちんとしていただきたいと思いますと考えております。冒頭に用地の確保や、それから様々な同意の必要性など必要だと。議会の立場、議員の立場としても、これは今から準備しておかないと用地の確保、簡単にいくことではありませんので、もう当然準備に入っているものだと考えているんですが、その辺の見解について改めて村長に伺いたいんですが、スマートインターチェンジの誘致、それから農業振興公社の充実と併せて村の発展にとっては最重点施策だと考えております。とにかく、早期の実現か、誘致できるんだってことが現実になればいいなと思っております。その辺も含めまして改めて村長の考えを伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えをいたします。

何度かお話をさせていただきましたが、大玉村人口増加政策、住宅政策で今までやってまいりました。ただ、日本全体、福島県全体が人口が減少傾向にもう、傾向どこ

ろではなくて減少になった、入っている中で、大玉村だけが例外的に人口維持をしていくということは、もう無理な状況です。ですから、これをしっかりと村が10年、20年後もしっかりと存在するためには、新たな政策というのを今から、人口がまだどっと減らない今の段階で計画してもらわないと間に合わなくなるということで、前々から地域住民からもそういう要望、やるべきだという声もございましたが、スマートインターチェンジを核とした村づくり、これは村づくりですから当然財源の確保という意味、雇用の確保という意味からも企業誘致と。企業誘致をやるためにはスマートインターチェンジ、最大の武器になるだろうというふうに考えております。

それから、もう一つは誘客、せっかく造るスマートインターチェンジを生かすためには、やはり多くの人が大玉に来ていただくという施策を取らなければいけないということで、直売所を中心とした「道の駅」化の推進、これを推進することによって人の流れを大きく変えていくと。あるいは、やはり大玉村の顔として、プラットホームとして今もかなり人気を得て、外部からいっぱい人が入ってきていただいていますので、これをしっかりと拡充をしていくと。

土地の関係については、土地所有者には可能性についてはお話はしてあります。ただ、まだ全然白紙の状態で、購入しますとかどうのこうのではありませんが、かなりあちこちから引き合いは来ているようです、民間からね。ですから、そういう場合には村のほうにぜひお知らせをいただきたいと。村のほうにも計画があるのでという程度のお話はさせていただいて、ご理解を得ているところでございます。

そういうことで、スマートインターチェンジについては、それを核とした将来の村づくりに大きく資するものだというふうに感じておりますので、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

準備万端、怠りなきよう求めまして、次の質問に入ります。

9月の防災月間ということで、改めて防災の観点から質問いたします。

今年の夏は梅雨どきから連続して日本各地、豪雨被害のニュースが連日続いております。これも地球温暖化の影響なのかと大変気になりますが、国の国土強靱化基本計画、福島県の福島県国土強靱化地域計画、そして大玉村国土強靱化地域計画、そして、それぞれに地域の安心・安全に万全の体制で取り組み展開している状況の中ではありますが、まるで挑戦するかのように自然災害が襲ってくる状況に、改めて強靱な地域づくりへの取組を痛切に感じた次第です。

そこで、我が村として、既に第5次大玉村総合振興計画、そして大玉村国土強靱化計画において、しっかりと住民の安心・安全を守る施策展開をしているところでありますが、防災への具体的な部分や気になる点について何点か検証したく、質問の設定をいたしました。

また、先頃の8月3日ですか、からの豪雨被害による水道配水管への被害から村内

一部地域での断水被害が発生しました。改めて被害の要因と再発防止に向けての対策について担当の説明を求めたいんです。具体的には、被害要因となった地域の降水量、それから被害状況、それから復旧体制はどのような状況だったのか。

また、被害程度から全体復旧への取組、最善尽くされたと思っておりますが、総括として再発防止への取組、改めて考えられる対策など、まとめて伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

8月3日から4日にかけての豪雨に伴います水道配水管の被害の要因と再発防止への対策というお尋ねでございますけれども、まず被害の要因といたしましては、第4水源から導水管を引いているわけですが、その杉田川を横断する導水管が増水によって場所が洗掘され、あるいは転石によって破断、流出したという内容でございます。おととい、議会の皆様にも現地をご覧いただいたところでございます。

これに対する対応でありますけれども、まず、この事故の発生についての覚知でございますが、4日の3時11分に担当の携帯電話に高区配水池が水位が下がっているという警報が発報されました。これを受けまして、担当においては4時10分に被災現場を確認いたしまして、5時に職員を招集、復旧作業、給水車の手配等を始めたところでございます。

この高区第1配水池に起因します影響が及ぶ範囲、これにつきましては、大玉5区から10区、それから14区の一部地域に断水の影響が755世帯に及ぶことが予想されました。このことから、8時に仮設工事を開始いたしまして、さらに給水所を設けたところでございます。

同日4日の16時30分に初日の仮設工事を終了し、仮設配管をしたところでございますけれども、流量が事故前まで到達しないということを受けまして、5日にさらに追加の仮設工事を午前7時から開設をしたところでございます。

また、給水に関しましては、夜の9時まで実施をし、翌日につきましては午前6時から給水を行ったところでございます。

5日に関しましては、午後5時30分に追加の仮設工事を完了いたしまして、断水状態の解消を確認いたしましてので、これらについて村内の広報を行ったところでございます。

再発防止対策につきましては、通常の災害復旧という事業では原状の復旧が基本というふうになることから、再度被災する可能性が残ってしまいます。したがって、この現場につきましては、災害復旧と併せて対災害強化を行うことができる水道施設、対災害強化事業での復旧を要望したいというふうに考えてございます。

このため、まずこの現場について、該当になるのか、あるいはどこまでの対策強化が認められるのか等について、現在、国・県に強く要望しながら協議を行っているところでございまして、国の回答を待っている状況でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○ 1 1 番（押山義則） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

9月6日に被害状況調査、そして現地確認してまいりました。被害状況を確認して、まず早期復旧、仮復旧であります。迅速にできたこと、職員の皆さんの頑張り、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。皆さんの頑張り、この機会に村民に伝えたい、私の思いであります。

また、今後は、今説明がございましたように本格復旧となりますが、災害強化の話もございましたが、これ私からの一つの提案なんであります。視察を通して気になったことではあります。管理のための作業道の整備、国有地内ではあります。今回の被害を顧みて必要性を強く感じました。復旧工事に合わせて、国有地内ではあります。整備できないものか、その点、改めて確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんに改めてお答えをいたします。

現地に至る作業道でありますけれども、今回は応急ということで仮設道路という形で開設をしたところでございます。11番議員ご指摘のように、本復旧に至りますと、当然しっかりと道路を確保するというのは極めて重要な事項でありますので、これについて、その工事後も管理道路というふうなことで、きちんと確保できるように国有林所管部局と協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

この部分に関しましては村長からも強く、進めるようにということで指示をいただいております。そのようなことで、今後、協議、実現に向けてしっかりと管理道路を確保できるような取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○ 1 1 番（押山義則） ありがとうございます。

視察を通して大変気になったことであります。私も山歩きは慣れているんですが、よくここの職員も暗いところで、こういうところで活動できたなど。やっぱり、また改めての事故の再発など、やっぱり考えられるような条件下でありますので、しっかりそういうことのないように、誰でもこれから今後管理できるよう、そういう体制づくりを願っております。よろしくお願いします。

続いて、大玉村の河川の状況について伺います。

このところの全国の被害状況を鑑みて、河川の整備状況が大変気になりました。これまで河川の河床整備については問題視されてまいりましたが、杉田川、それから百日川、安達太良川の県管理の河川、さらに村内の小河川の状況について、担当の状況把握といいますか、この頃の気象状況や、いわゆる線状降雨などの100ミリ、200ミリの雨量に対して耐え得る状況なのか、見解を含めまして安全性について改めて併せた伺いをしたいんですが。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

村を流れます3つの河川、杉田川、百日川、安達太良川につきましては、杉田川に

についてはほぼ全域が福島県の管理区域、百日川、安達太良川については上流域が村の管理区域というふうになっているところでございます。

村では、毎年3河川の状況を確認した上で、福島県に対して河道掘削、いわゆる河床の土砂払い、これについて要望を行っているところでございます。今年度につきましては、8月1日に大玉村と県北建設事務所によります事業調整会議が行われまして、その席上で、村長から県北建設事務所長に河床の土砂払いによる河道の確保、これについて強く要望をしたところでございます。

県有河川につきましては、継続的に河道掘削による事業がなされまして、一定の進捗を見ているところでございますけれども、議員ご指摘のように、台風あるいは集中豪雨という状況に対して浸水等の被害も発生しておりまして、水害に対する住民の不安や関心が高まっておりますので、今後も村では福島県に対し、これら河道の掘削あるいは支障木の伐採というふうな事業について、継続的な実施について強く要望してまいりたいというふうに考えてございます。

今回の8月3日、4日の豪雨につきましては、平地において降り始めから約150ミリ、山地については160ミリを超える雨量が観測をされたところでございますけれども、降り始めからの期間が短いということと、それから1時間当たりの雨量が40ミリ程度に達した時間帯があるというふうなことで、急激な水位の上昇が見られたというふうな状況でございますので、これらの状況も踏まえながら、しっかりと管理あるいは県に対する要望を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、村の管理となっております百日川、安達太良川の一部区域、あるいは板ノ倉川、弓張川、牛子沢川、矢沢川、こういった小河川につきましては、定期的な河川パトロールを実施しているところでございます。これまでも必要に応じてその護岸工、あるいは面壁工、堆積土砂の撤去工を行っているところでありまして、今後も継続して行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

おっしゃるとおりの対応をなされていると感じておりますが、改めてそれぞれの河川について、ちょっと具体的なことを伺ってまいります。

改めて、百日川についてでございますが、流域内、いわゆる県管理、中流域と申しますが、多くの新築住宅が建ち並び集落化しております。一番懸念されるのは、上流域での土砂崩れとか、それから、山崩れなど起きないとは思いますが、森林の流出などでの被害拡大のおそれがまず懸念されます。心配し過ぎかとは思いますが、少なくとも人的被害の発生などないことを願っております。その辺で、中流域の、今回の雨を踏まえてどういうふうに感じたか、ちょっと感想を伺いたいんでありますが。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんに再度お答えをいたします。

百日川に関してでございますけれども、基本的に百日川の構造として、県管理下に

つきましては堤防が高く積み上げられているというところは少ない状況でありますので、今回に関しても橋が当日夜、通れなくなったのが、通称、阿弥陀面橋（江田橋）については交通規制をかけたところでございますけれども、それ以外でも、橋を渡る用水路の水路橋でありますとか、そういったところにごみが引っかかるというふうなところがございます。阿弥陀面橋の越水につきましては、やはり流木が河川の入り口に、暗渠に引っかかるというふうなことが一つ原因であったということが災害後に確認をいたしたところでございます。

今回につきましては、先ほど申し上げましたように、1時間当たりの雨量が40ミリを超える時間帯があったということで、特に百日川については急激な水位上昇が見られたところでございます。これは、水位を観測しておりますのは堰橋のところでございますけれども、村内3河川では一番最初に警戒水位を越した状況でございました。

このようなことから、当然状況を見る部分、これは重要でございますけれども、議員ご指摘のように、村管理区間のしっかりとした支障木の伐採ですとか、そういった管理、これを続けていくことと、県に対して下流側からできるだけ早急の河床払い、これを実施していただくということを引き続き要望してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 具体的な内容をありがとうございます。

今回の被害を顧みて、確かに雨量は多かった。でも、これが本当に多いのかということの判断ではございません。ひょっとしたら300ミリなんてこともよそでは起きております。そうしたらどうなるんだろうということ、とてもじゃないが恐ろしいことを考えてしまいます。少なくとも人的被害の発生などないことを願っておきたいと思います。

それから、杉田川についてでございます。流域沿いの地域で地域防災の取組ができたこと、これ伺っております。このたびの大雨でどのような活動ができたのか、活動状況などを把握されておられたら伺いたいんであります。また、この対策を通してその活動の状況、気になった点ありましたら伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

地区でいろいろと活動されたというふうな話は聞いておりますが、具体的には伺っておりませんので、また後ほど地域の方々にお話を聞いて、今後の参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 災害から1か月たちました。やっぱりそういう検証はすぐに急いで、次の被害に対してということの、そういう言い方は失礼ではありますけど、やはり万全を期すのがそれぞれの対応の務めでございます。確かにせっかくできた防災組

織、どのように活用されて、それによって、また他地域の防災組織の拡充につながると考えておりますので、その辺の検証はしっかり願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、安達太良川について伺いたいんですが、これは私の感想なんですが、未整備の地域、正直、夜中に歩いてみました。水量の圧力、これは正直言いますと、未整備のところ、川の水の流れがぶつかって、いつ崩れ出すのか、そういう感じ、大変気になりました。この雨でこの程度、これでもう100ミリ降ったらどうなるのかなとか、そういう考えにいつてしまいました。改めて水の恐ろしさ痛感いたしましたんですが、杉田川、百日川も含め、大変整備が急務であると感じた次第であります。

これまでも県の要望として、いつも要望事項は道路のみに頼っていたんですが、今回、河床の整備、その必要性を強く感じたところであります。今後議会としても、そういう方向性を持って河床の整備についても取り組んでまいりたいと思うところであります。

それから最後に、村内小河川について伺います。

線状降雨などでそれぞれ、の全国あちこちで300ミリ超えの雨量が計測されるなど、考えられないような状況が想像されます。私の地域の牛子沢川、それから板ノ倉川、この辺について、川沿いの立木の流出など重なったら大惨事につながるおそれがあるなど今回想定いたしました。

それをお願いなんですありますが、防災士の皆さんや地域消防の皆さんで改めて川沿いの点検などの必要性を感じました。備えあれば憂いなしという言葉もございしますが、そういった意味で取り組んでいただけないかということでもあります。地域と、やはりそういった意味で情報の共有できる仕組みづくり、それを今回すごく必要性を感じたところであります。その辺の考え方について、改めて伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

コロナ禍によってクリーンアップ作戦が実施できない年度がございました。地区の皆様からはお話があったのは、1年やんねと切られなくなっちゃうと、2年やんねくなったらチェーンソーでも入れないとできないぞというふうなお話を頂戴しました。これ大変大事なお話であるというふうに受け止めてございます。

したがって、地域の方々に大変にお世話になるわけでありましたが、クリーンアップ作戦等を通じてきちんと小河川も含めた管理を行っていくということと同時に、そのような状況をご覧いただきながら地域の方々にお願いする、そういった部分についてはお願いし、また大径木、それから支障となって危険となるような、そういったものについては村のほうで支障木というふうな事業で取り組んでいくというふうなことで対応をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

私の地域と先ほど申し上げました。牛小沢川が、申し上げれば整備された上流で、整備されたところは誠に水の流れはスムーズであります。ただ、整備されたところからすぐ上流になるともう土砂の堆積が乗って、それでももちろん周辺の木々の整備もされておられません。1本木が倒れたらどうなるんだろう。例えば安達太良南団地は一網打尽という、そういう恐ろしいことまで考えてしまいます。全体的に、村内であります、立木の持ち主の確認や危険性の共有、先ほども申し上げましたが、その危険性の認識を理解してもらう必要性、すごく感じたところであります。

先ほど部長の答弁で、それについての感想も伺いましたので、ぜひそういう考えを今後持っていて、ぜひ地域と一体化したそういう防災の考え方に取り組んでいただきたいと思います。

それから最後に、土砂流出防止の観点から、村道大渡度・鎌研沢線沿線の盛土地域保全のための側溝整備と通告いたしました。この盛土については、何度も危険性を質問申し上げてきたところでありますが、地域の住民、大変不安がっておられます。本来、原因者負担すべきなのではと思うのですが、現状から盛土行為を容認してきた行政の責任があります。私自身、雨が強く降るたび必ず、いつも質問している関係からチェックしているんですが、今回もやっぱり道路が相変わらず川状になりまして、最大は20センチぐらいの深さの水の流れになって、横断水路を通して排水路からあふれておりました。道路、側溝整備の緊急性を感じたところであります。隣接地に住宅もありまして、水の流れのことに大変不安を感じたところであります。改めてこのことについて対応を伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

玉井・又兵衛山地内の村道大渡度・鎌研沢線の道路整備につきましては、令和元年台風19号災によります同地内の道路のり面、これらの被災を受けまして、令和2年度において当該地区の道路側溝の勾配調整あるいは舗装の打ち替え等を行いまして、道路横断、横断側溝の敷設替え等を行ってまいりまして、議員ご指摘の盛土地区の下流側については、現在一定の改善が見られているのではないかというふうに考えているところでございます。

盛土の箇所についての側溝整備の考え方でございますけれども、現時点であそこの盛土側のほうに側溝を整備しますと、その流末をどのようにしていくのかというふうな課題が残ってまいります。現時点におきましては、議員ご指摘のように、道路排水によって処理しているというふうな状況がありますが、現在、土のうによって下流域への水の流出は一定程度防げているものというふうに認識してございます。

当該箇所につきましては、あの後ろに控えます山からの水量、これが非常に多い状況でございますので、それを一気に現時点の水路に流入させるということになりますと、下流域での越水が大変大きな課題になってまいります。昨年度におきまして、下流域に当たります牛小沢地内の道路側溝、延長83メートルを30センチ幅のベンチから50センチの側溝に敷設替えをいたしました。今後もこれを進めな

がら、きちんと道路、水路断面を確保しながら当該地区の水処理について取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） おっしゃることはよく理解してございます。いろんな考え方で私もそれなりの対策、どのように考えたらいいか、考えておりますが、仮の土のうなどは、仮はあくまでも仮でございませう。転ばぬ先の杖と申しますが、しつこいようですが、重ねて修繕の必要性を訴えてまいります。

これまでの全国各地の豪雨による被害状況を見まして、確かに想定以上の降水量もこれ要因なんでありませう。ただ、現実に全国の様子を見まして、防げなかったのかとの思いであります。それぞれの自治体が国土強靱化対策として取り組んでおられます。計画の実現が皆さん急務なんだと考えますが、さて大玉村の強靱化地域計画、村の実情、よく理解されている計画書と評価をしております。それぞれ強靱化の推進、方針も的確と理解しております。

問題は、強靱化施策プログラムの早期の実現ではないかと思ひます。監査委員からも今回、珍しい提案がございました。初期体制確立を求める意見がございました。目指すべき将来の地域の姿の実現、この計画に沿った実現を期待申し上げるところであります。改めて、村長の取り組む覚悟を伺って、この項目の質疑終わりたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんに再度お答えいたします。

私も現場、それぞれ見ておりますので、職員のほうには、今回のもので飲み込み切れなかつたますとか、それから排水あるいは通常の用水路とか、側溝とか、そういうものについてはできるだけ早期に対応するようにと。

先ほどの盛土の部分についても、上を整備すると、下が狭いので飲み込めなくて逆にあふれるので、下から拡幅を順次進めていくように指示はしたところでございますので。村内全域にわたりますので、全て一遍にというわけにはいきませんが、緊急性の高い順にしっかりと整備は進めたいと。災害に強い村づくりをさらにつくっていくというふうに考えているところでございませう。

以上です。

○11番（押山義則） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次の質問、入ります。

地域公園の早期整備を願うと質問を設定いたしました。

今年度の施政方針で、親水公園の整備、また保育所のための小公園整備の話がございました。

また、議会が実施した「村民の声を聴く会」でも、公園整備要望の声があり、そこで改めて地域公園の早期整備を願うと題して質問いたします。

村長のこれまでの談話の中で、村民の憩いの場としての公園整備については常々お

っしやっておられます。提案があります。ただ、なかなか実現に至っておりません。そういう点の整備、具現化に向けて、具現化を願って何点か伺います。

まず、保育所隣の小公園の整備であります。

今頃は完成するものと考えておりましたが、改めて進捗状況伺うとともに、具体的な整備内容、この補正で4,000万円の整備費が計上されたところではありますが、例えば休憩所のベンチの設置や水飲み場、それからトイレの整備など、その辺を含めまして説明願います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

保育所西側に整備を予定しております子ども広場につきましては、令和3年度にて基本設計は完成しているところでございます。

整備内容につきましては、敷地面積が1,314平方メートル、設計におきましては造成工事、外周のフェンスの設置工事、スプリンクラーの設置工事、それから水道、水飲み場の設置工事、あとあずまや、それから固定遊具というふうに計画してございます。現在、この9月議会において、造成工事等に係る部分について予算補正を計上しているところでございます。今年度造成工事ということで今進めるところでございます。

以上の内容でございます。

トイレにつきましては、こちらとしては今のところ設置する予定というのは考えてございません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 私は、公園の整備イコールトイレの整備と考えております。トイレのない公園なんてあり得ない。まして保育所に隣接して、これは防犯設備などを備えた施設整備、これ可能であると考えます。ぜひとも再考いただいて、安心・安全な公園整備、願いたいんです。

この辺散歩している方もあそこの公園整備されること、そういう話は既に前々から出回っていますんで、皆さん期待しております。ただ、やっぱりトイレなかったのかとなると、保育所に隣接した、大規模なトイレでなくとも利用可能な整備は可能だと思います。せっかく4,000万円を取りあえずかけます。ただ、4,000万円でちょっと物足りない公園の整備になってしまつては残念であります。その辺を含めまして再考願えないでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

児童公園、平日それから土曜日、保育所の稼働日につきましては保育所に通っている子どもたち、その遊び場ということで考えてございます。保育所の活動している間につきましては、保育所の中のトイレを利用できるということでございます。

一般開放につきましては、主に日曜日、夜間になるかと思いますが、その部分に

つきましては、トイレの利用ということ、それにつきましては今のところ考えてはございませんが、今後、利用状況に応じて、またその状況については検討していきたいというふうに考えてございます。

現在のところでは、保育所の活動日、そこで保育所の中、外の施設につきましては、管理上なかなか、汚されたり、またトイレトーパー、物がなくなったりという等ございます。そういったことから、現在のところでは考えてはございません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 今、部長から答弁ございました。施設が壊されるとか、そういうものは考える必要ございません。それは村民の意識の問題だから。

ただ、だからやらないという行政はないと思います。少なくとも、公園という形を銘打つなら、トイレの整備、しっかり取り組んでください。でないと公園の役割果たせないと私は考えております。

ちょうど皆さんが散歩したりしているのに一番のいい中継地なんです。役場周辺にはもちろん公衆トイレございません。今回に当たり、私も前々からトイレとかそういうものの整備について、あちこちのコンビニのあるところはトイレ利用可能なんです。あの辺だけないんです。だから、前々からコンビニの設置を村長にお願いしていますが、なかなか農振とかで挑んでいただけない。そういう苦慮しているところもあります。やはり、そういった意味で、住民が求めています。その辺をしっかり踏まえて、トイレに整備についてはさらに検討を願うことをお願いしておきます。

できますか。村長、改めて。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんに再度お答えします。

今回の公園というか、あれは所庭の拡張なんです。最初からそういうことで提案理由をさせていただいていますが、一般的に月曜から日曜日まで一般開放する公園ではなくて、これから保育所は増築をしなきゃいけないという。どの部分かという、ゼロ歳児が非常に多いので、ゼロ歳児の増築をそう遠くないうちにやらなきゃいけないと。そうすると、なお所庭がなくなってしまうということで、保育所の所庭を確保するというで提案をさせていただきました。

ただ、日曜日とか土曜日の午後は保育所やっておりませんので、この期間に対して、それから休みの日とか、そういうときは一般の開放をしてもいいんじゃないかということでおりますので、基本的には所庭なので保育所にトイレがあるので、一般的なトイレについては、もし必要があれば、役場はいつも空いておりますので、取りあえずはそこを利用していただくというふうになろうと思いますが。

今回の4,000万円についても暫定的なものですので、その後芝生を張ったりするのは入っておりませんので。芝生は5月か6月にならないと植栽できないので、来年の春になってから、新年度になってから芝生を張って、芝生を張った後に改めて遊具を設置するということになりますので、今年と来年、2年間にわたっての整備にな

ろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

ぜひ前向きに検討願いたいと思います。

次に、親水公園と言っておられる公園整備の構想内容と具現化の見通しを改めて伺います。

さくら公園と安達太良川を活用する、また周辺地域を含んだ整備内容と理解しておりますが、改めて実施計画について伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

現在のさくら公園周辺と安達太良川を資源とした地域づくりについてでございますけれども、これにつきましては、現在、村では県の県北建設事務所と共に検討を進めているところでございます。これは県の事業として行っているものでありまして、これまでに元年、2年度には河川環境調査を安達太良川に関するものを実施していただきまして、これらの内容について村内小学校にその情報、内容について還元されているところでございます。

また、3年度につきましては、関係団体の方々と意見交換を行ったところでございまして、今年4年度はこのさくら公園周辺の河川親水施設の検討を目的といたしまして、6月8日と8月1日に村民の皆様との共同によります地域づくりワークショップ、各団体の代表者の方々等にお集まりをいただきましてワークショップを行ったところでございます。これらの2回のワークショップでいただいた内容、意見を踏まえまして、今年度中には県発注の委託先から構想案が作成され、示される予定でございます。

今後につきましては、この構想案につきまして村が実施するもの、それから県が実施するもの、そういったものとの切り分けや実現の可能性、あるいは財源等の検討を進めまして、この構想の具現化につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 具体的な内容、説明ありがとうございました。

ぜひ早期の実現を望んでおります。

次に、村民の森の活用について質問いたします。

このことは、提案でもありますが、村民の森、せっかくの施設ですが遊休状況にあります。そこで提案なんですありますが、現状のままでも利活用の可能な、最近国民の間で人気なオートキャンプ場やバーベキュー施設としての整備、転換は考えられないかということでもあります。アットホームの温泉や食堂の利用、また県民の森のオートキャンプ場とのコラボなど、併せて可能性はあると考えるんでありますが、いかがでしょうか。大玉村の観光の一つの目玉として有効と考えております。

内容としては、子どもが喜ぶ大型アスレチック遊具や自然と触れ合うアトラクショ

ン、それからアットホームと県民の森を結ぶ散歩コースなど、そういうものの整備など併せて考えております。感想と可能性について改めて伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番さんにお答えいたします。

村民の森の活用については、今ご提言をいただきました。これは職員によるプロジェクトチームで案が提示されておりますので、できれば、その全部というわけにはいきませんが、それを尊重して進めていきたいというふうに庁内では考えております。

ただ、その前に、アットホームの下のレクリエーション施設、建物、旧保養センター、それからあとグラウンド、ゲートボール場、テニスコート、あの辺の活用も職員によるプロジェクトチームで提案がされておりますので、まず一番先、一遍にやるわけにはいきませんので、順番としては、アットホームの下の施設の活用をまず今年、来年で計画をしっかりとつくって、早ければ再来年あたりに実現できればいいなど。これもできるだけ早くというふうに。せっかくプロジェクトで提案をして、しかもなかなかいい原案ですので、やっていきたいと。

その中で、先ほど言ったバーベキューとか、ソロキャンプとか、そういう提案もされておりますので、その辺について、これからまたそういう検討会を、改めてプロジェクトを中心にして内容を詰めて、あと一般の方にも参加いただきながら計画を詰めていきたいと。まずこれを最優先でやっていきたいなど。今提案のあったものについては、ほとんどその方向に入っていくんじゃないかと。

ふれあい村民の森については、県民の森のオートキャンプ場がすぐ上にございますので、その辺の競合もありますので、村民の方たちもしくは村外の方も来ていただけるような施設に整備をしていきたいなど。その後に改めて検討したいと思っています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 予期せぬ答弁でありました。ありがとうございました。

大玉村、何となく観光の目玉が足りません。でも、大玉村、キャンプ場と検索するとあるんですね。あるんだけど、私、実態見たことないんです。大玉にキャンプ場が既にあるんだなんて、今回こういう勉強してみて、キャンプ場の項目開いたら、大玉村にもキャンプ場と取りあえず名をかぶせたものが存在するんだなと思って、驚きました。

ただ、やはりちゃんとした公設のキャンプ場というのは皆さん安心して泊まります。私も二本松のグリーンピアのキャンプ場に時々行くんですが、いつも満杯ですね。あの大きな施設もないところ、ただ風光は明媚であります、あれでもキャンプ場として成り立つのは、それは大変不思議に感じておりますが、そこから比べたら村民の森、すばらしい施設だと思います。ぜひそういうのを、充実した内容を生かした村のそれぞれの職員の皆さんのその提案もしっかり見届けてまいりたいと思います。

今回の質問は災害に強い村づくりに向けての施策充実への願いと、施政方針でおっしゃられた重点施策の具現化に向けての意気込みを伺いたく質問いたしました。

このコロナ禍にありまして、村民の気力、元気が充実できる施策展開となりますようお願いしまして、私の9月議会の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、11番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時40分といたします。

（午前11時24分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時40分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 5番松本昇君より通告がありました「山ろく交流センター完成に係る会計処理並びにその後の状況等を伺う」の質問を許します。5番。

○5番（松本 昇） 5番松本昇です。議長の許可を得ましたので、さきに通告してあります1件について質問をいたします。

質問へ入る前に村長に伺います。

公金とは、村長はどのような考えをしているのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 公金とは、そのまま公の金ということでございます。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） ありがとうございます。

それでは質問に入ります。

山ろく交流センターについては6月の定例議会でも一般質問をしました。その後いろいろな情報、また聞き足りない部分もありますので、改めて質問いたします。

山ろく交流センター完成に係る会計処理並びにその後の状況等を伺いたいと思います。

（1）山ろく交流センターに係る補助金について、①の山ろく交流センター完成に要した補助金総額の内訳、解体費用、設計管理費、また建築工事費などの詳細について伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 5番議員さんにお答えいたします。

山ろく交流センターに関する補助金、令和3年度の一般会計で総額3,400万程度の補助、助成をさせてもらっております。その中身について、分類できる範囲でお答えいたしたいと思います。

まず、建築本体工事、これ全部税込みで申し上げます。税込み、あと千円未満四捨五入というような形で。建築本体工事2,793万4,000円、解体工事171万9,000円、それから確認申請、設計費、設計管理等を含めて69万6,000円、水道申請費用が7万8,000円、登記費用11万8,000円、水道引込み工事23万1,000円、浄化槽工事97万7,000円、排水放流配管工事41万

3, 000円、そのほか桜の木伐採、除根工事が8万8, 000円、事務費が4, 000円、それから備品購入12万4, 000円、管理運営費3万6, 000円、屋外水栓工事1万8, 000円、合計3, 40万5, 766円。これは全て消費税込みでありますので、参考までにそれを抜くと、3, 09万5, 800円という金額になろうかと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） ちょっと、もう一回お聞きします。3, 45万4, 000……その後、ちょっとすみません。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

合計金額であります。これ決算書にも表示されておりますが、3, 40万5, 766円が総費用でございます。

（「ありがとうございます」という声あり）

○議長（菊地利勝） 5番さん、番号を言って挙手の上、お願いします。

5番。

○5番（松本 昇） すみません。

②の質問の前に、通告はしておりませんが、関連がありますので事務方にお聞きしたいと思います。

補助金についてですが、各種団体などに補助金を交付する場合、一般的にどのような手続を踏んで交付されているのか、分かる範囲で結構ですのでお答え願いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

通常、補助事業、こういう事業をやりたいんだということになれば、当然村に相談をしながら、村の補助、どの補助要綱に、どの条例に該当するかを確認しまして、申請書を出していただくというようなことになろうかと思います。予算があれば、その時点ですぐに申請書の内容を吟味して、間違いなし、これでいいということになれば補助金の交付決定というようなことになろうかと思います。

その後、その補助申請者において事業を遅滞なく進めながら、終わりましたら事業の完了とともに補助金の交付請求書を送ると。それに対して村は確定額を定めまして、その後請求に基づいて補助金をそのままその団体に、申請者に送るとというのが一般的な事務の流れかというふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） ありがとうございます。

そうすると、補助金のあれは決められたとおりやっているということですね。ありがとうございます。

それでは、②番の村から地縁団体、さらに施工業者への補助金の支払いについて、

事務手続を含め、その流れを具体的に伺います。

それで、3つの質問をいたしたいと思います。

1つ目は、経費の全ては何の名目で、村は誰に支払い、各業者への誰に支払ったのか伺いたいと思います。

2つ目、令和3年度6月定例会の補正予算の提案には補助金として議決されましたが、支出は補助金で執行されたのか伺いたいと思います。

3つ目、補助金での支出であれば、大玉村補助金等の交付に関する規則及び要綱に基づいて手続をされたかについて、この3つについて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度5番議員さんにお答えいたします。

補助金の流れは、先ほど一般的な流れで申し上げました。そのとおり、今回のこの事業についても、そういうふうな形で事務の流れは進んでいるということを申し添えておきます。

その補助金の経費の名目でありますけれども、当然これは山ろく交流センターの建設事業に要する補助金というようなことになります。その補助金に対してでありますから、村が直接業者に支払うと、そういうことは一切ございません。あくまでも村は補助金の申請団体に対して支払いをしているということでもあります。

それから、2番目の質問でありました補助金で執行したのかということですが、決算書をご覧くださいますように、補助金で先ほど申しました3,400何がしの数字が執行成果、あるいは決算書等で読み取れるかと思っております。

3番目、規則要綱に基づいているのかということについては、当然規則要綱に基づいて処理をしたものというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） そうすると、規定どおりの申請をして支払うということでもいいんですね。

それならば、補助金等の交付申請書、補助金等の交付決定通知書、実績報告書の提示を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 今の提示を求めるというふうな意見については、後で議長さんのほうから、そういうものがあれば当然提示申し上げたいというふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） ありがとうございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

現時点での施設の災害や火災、災害保険の共済金額は幾らなのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

火災共済、1, 400万円というふうに伺っております。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 6月の定例議会では1, 410万円というようにお話でした。それは、その2, 600万円ですか、それはいつそういうふうに変更になったのか。そして、あの建物に対して、前は共済組合さんが査定して1, 400万円の価値しかない、というお話だったようです。どういう、その2, 600万円に増えた理由、根拠などをお示し願いたいと思います。そうすると、掛金も高くなるんですね、その建物に対してそれほど価値があるのかと。多いことはいいですよ、これ。それだけの価値、そしてその保険2, 600万円ですか、今申されたように2, 600万円の保険の会社はどこの会社、そして、いつそういうふうに変更になったのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

6月の時点で、その火災共済についていろいろお話がありました。その当時1, 400万円に地縁団体のほうで加入したというような話は伺っております。その後、一切そのものについてはいじっておりませんというか、そのままでございます。

ただ、先ほど建築主体工事の中で本体工事が幾らというのは2, 700万円、2, 790万円というふうに申し上げました、税込みで。そういうふうな価値のある建物なので、それにふさわしい保険じゃないと再調達は難しいんじゃないでしょうかというような形で、そういうお話はさせてもらったことはあります。

また、共済組合で1, 400万円の価値しかないんだ、それは共済組合は共済組合の方針でそういうふうなことだろうと思っております。共済商品というのは普通、所在地、木造、非木造の分類、それから住宅の坪数、そういうもので共済金額が決まるというふうに言われておりますし、保険については火災共済とか損保とか何かいろいろございます。そういった中でいろいろ事例を見てみますと、1つの建物についても、中には4, 000万円の保険加入ということもあるし、2, 000万円しか入れないという、その会社それぞれの目的に応じてそういうふうな形になっているというふうに思っております。

ただ、今回のものについては2, 700万円程度の本体工事をかけていますので、当然何かあった場合には、その再調達価格に見合った保険がいいのではないかとこのように思って、6月のときにそういうお話をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 後から出てくるんですが、役員の方々は1, 410万円、そして村で何とか生命さんに2, 600万円が入ったぞというような連絡が村長からあったそうですが、それに対して契約はしたんでしょうか、2, 600万円です。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

先ほど申し上げました、そのぐらゐの建物なのでそのぐらゐに入ってはいかがでしようかというようなお勧めはしたことはあるかと存じますけれども、その後、実際1,400万円のまゐの保険加入というようなことで継続しております。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） そうすると、先ほど答弁あつた2,600万円というのは、まだ契約はしていないということではないのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） そういう話があつただけのことであつて、全然その会社がどこかゝも具体的な事務手続は一切当局のほうでは進めておりませんし、地縁団体のほうでもそういうことはしていないというふうにお聞きしております。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 何だかすっきりしないというか、あれですが、いろいろ後で分かると思いますが。

④番ですか、交流センターの所有名義、現時点で誰になっているのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

山ろく交流センターの所有名義ということになりますと、令和4年1月12日、所有権保存登記により玉井9区婦人ホーム所有というような形になっております。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） （2）番の地縁団体の役員辞任について伺いたいと思います。

8月に地縁団体の正副会長が辞任されたと聞きますが、事実なのか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

正副会長が辞任されたというふうなお話は伺っております。

また、9月に入って新しい会長、副会長が選任されたとも伺っております。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） その正副議長さんが、なぜ辞任されたのかについてもお聞きしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

なぜ辞任されたかというのについては、私のほうでは特に承知はしておりませんが、ただ、この山ろく交流センター、短い期間での大工事だったわけでありまして、相当、会長、副会長さんをはじめ役員の方にはご心労があつたんだろうなというふうに思っておりますし、役場の職員も一生懸命いいものを造ろうというふうな形の中で、かなり苦勞をかけたなという部分があります。お互いの苦勞と苦勞の中で意思がうまく通じない部分、そういうものがあつてご心労があつたのかなというふうには承つてお

りますが、私の推測する限り、そういうことなのかなと。８月に辞められたことに対しては、大変これまでご苦労さまでしたと言いながら、これから新しい交流センターの運営、維持管理についてみんなで仲よく使っていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ５番。

○５番（松本 昇） 村長に伺います。

村長は把握していないのでしょうか、その辞めた理由というのは。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） ５番議員さんにお答えいたします。

それぞれ書面等で頂いておりますが、これは個人的な思いに書いたものでありますので、それはこういう場でその理由を述べるものではないなというふうに感じておりますので、できれば本人にお聞きいただければと思います。

○議長（菊地利勝） ５番。

○５番（松本 昇） 今、村長はこういう場では報告できないと、本人に聞いてもらいたいという答弁でした。では、私もこういう質問、６月のあれにわたって質問していますが、実は前役員さんから会長辞職、会長職辞退届、これもらっているんですよ。発表してもいいのでしょうか。議長、伺います。

○議長（菊地利勝） 暫時ちょっと休議します。お待ちください。

（午前１１時５９分）

（午後０時０３分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後１時３０分といたします。

（午後０時０３分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後１時３０分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） ５番松本昇議員の「（２）番の地縁団体の役員辞職について伺う。

①８月に地縁団体の正副会長が辞任されたと聞くが事実を伺う」に対して、村長の答弁は「それぞれ書面等でもらっております」です。

通告制に基づく質問には答弁しており、松本昇議員の申出により地縁団体の役員辞職届を朗読した上で質問することは関連質問に当たり、辞退届には個人名が挙げられ、村の行財政に全く関係ないものも含まれるため、議長としては許可しないことと判断しました。

引き続き、５番松本昇君の通告書に基づく一般質問を許します。

５番。

○5番（松本 昇） 本当はこれね、みんなの前で、役員さんがどれほど今まで骨折ってあの建物を完成させたかということで、本当はやりたかった。でも、今、議長の見解というか、そういうあれでは仕方ありません、できませんので、何かの手続で、何かの方法で議員の皆さんにもお知らせしたいと思いますので、分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

8月で会長、副会長さんが辞めたということで、後任の役員、会長さんは決まっているんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 5番議員さんにお答えいたします。

9月に総会が開かれて、決まったというふうには聞いておりますが、役場のほうにはまだ届出が来ておりませんので、お答えは差し控えたいと思います。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） その答えられない理由は何なんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 答えられないではなく、正式に地縁団体の代表者変更届、それを見てからお答えしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） そうすると、決まってはいるんですね。でも、あれはできないということね。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 総会が開かれて、新しい役員の方が決まったというふうには聞いております。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 分かりました。

それでは、（3）村は地縁団体に対してどのような指導をしたのかについて伺います。

①の業者の選定、入札から着工に至るまで一切の事柄につき、村は地縁団体に対して具体的にどのような指導をしてきたのか伺いたいと思います。

まず、村から地縁団体を通してここまで複雑にしてやる理由は何だったのか。直接村が行って、完成後に地縁団体に引き渡す方法もあったのではないかと思います、村長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

（「議長、今、村長に答弁求めているんですよ」という声あり）

○議長（菊地利勝） お答えします。

当局の答弁は村長指名ですから、ただいま副村長と言っていますので副村長を指名します。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

村の地縁団体に対する指導というような形でご質問でありますけれども、指導では

なくて、あくまでも地縁団体が造るものに対して村は全面的に協力をするんだというふうな条例上、あるいは契約上、書類上、予算上、そういうような形で今回取らせていただきました。

これはそういう手法ではなく取れなかったのかというようなことにつきましては、取れなかったということになります。そうなれば、村が北部、西部、東部のふれあいセンター的なものならば村が直接着工して、そのまま村所有で管理をするというような方法はありますけれども、今回のものについては、そういう手法は取れなかったというのは、自治総合センターの補助金、これについては村は直接受け取ることができない。あくまでも地縁団体あるいはこの地区の集会所、そういうものに対して、その団体が所有、保存する、そういう場合に限ってのみの補助金でもございました。

ただ、7区から10区までのそういう陳情、要望があったセンターでございますから、村としてもふれあいセンターに準じたような形で立派なものを造ってあげたいというような形での今回のこういうような枠組みでの建設というふうになったものであります。そういうことをご理解賜りたいと思います。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 今、副村長から答弁ありましたが、このあれに対しては陳情は7区から10区までという区長さん名義で議会に上がってきました。その7区から10区までのその当時の区長さんの申請で上がったんですが、そこには各あれが、何十人かあるんですね。そういうあれも踏まえて、ただ区長の申請で出したから村が認めた、そういう、どこか7区なら7区、8区なら8区で、そういう部落でそういう区で会を持ったという、そういうお話は聞いていますか、聞いていないですか。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答え申し上げます。

それぞれの区でそれぞれ持ったというお話は私のほうでは聞いておりませんが、ただ、7区から10区までの区長さん、副区長さん、それから地元の議員さんの紹介でそういう趣旨説明があつて陳情があつたと。その陳情に対して当議会では承認していただいたというようなことでございますので、そういった手法で行ったということでご理解賜りたいと思います。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） これ以上はあれですけれども、じゃ、次の質問に。

②の山ろく交流センター建設については、村は一切のことは地縁団体が行っていると言い、地縁団体の役員は、村からは事後報告だけで承知していないという。どちらが真実なのか。議会議員としては解明する必要があると思いますが、村長はどちらが真実と認識しているのか、村長に伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

今回の建設に当たりまして、事業の流れは早い段階からお話をしております。その都度、それから打合せ等を実施しております。したがって、役員の方々にはご理解い

ただきながらこれまでも進めてきたというふうに考えております。

ただ、仕事の関係等で全ての役員がそこに一堂に会して説明を聞くというようなことがなかなか難しかったということも聞いております。

また、6月議会でも申し上げましたとおり、書類的にも契約的にも事業実施主体は地縁団体ということでございますので、村は申請のあった補助事業に対して補助金を支出したものであるという原則をただ申し上げたということでありまして、地縁団体が決して地縁団体だけで全て行ってきたということではございませんし、当然村としても事務手続に関して全面的にご協力をさせていただいたというようなことでございます。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 再度、同じ質問ですが、村長にも伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 5番議員さんにお答えいたします。

今までの流れについては副村長が述べたとおりでございます。

通常ですと、役場から地域の団体に補助金を交付します。そして、交付を受けた地区団体は自分たちで全て、事務から建設、登記全て100%やってきております。ほかの団体についてはですね、集会所等も含めて。

ただ、今回の場合には、前から申し上げましているとおおり、陳情があつて、議会で造るべきという採択もありましたし、ただ、その前に、南部ふれあいセンターが議会の採択を受けて造るべきということはあるので、それをやらないうちとか、それも財源の関係で検討中に山ろく、今の名前ですけれども、その地域に公共施設としてふれあいセンターを建設するのは難しいと、流れから言っても。

それから、やはり役場が建てる場合にはかなり高額になるということもありますし、そしてそのお金も3,500万円、議会で承認をいただきました。3,500万円の範囲内で建てるということでありましたが、議会に上程する前にその3,500万円、村として確保するのなかなか難しいということもありまして、何か有利な財源がないかということで、職員が一生懸命努力して1,500万円の補助金を見つけて、それが確保できたということで3月の議会に上程をして予算を確保させていただいたという流れでございます。

先ほど言いましたように、通常は各団体、地域団体が全て100%責任を持って建てるものです。今回も村は補助金を出す側、地縁団体は補助金を受けて建設する側ということですが、先ほどから副村長も言いましたように、諸々の事情がありましたので、村としては公共施設に準じるような形でしっかりと、地域の方たちにあまり負担をかけないように、お手伝いをするような支援をするようにということで話をしましたので、職員は一所懸命、そのいろんな手続についてお手伝いをさせていただいたと。

ですから、事後報告というのは、地域に何の話もしないで何かをやっちゃって、終わってからこうなりましたよということになるわけですが、職員がそういう僭越なものをやるというようには私は考えておりませんし、できないことですので、しっか

りと地元の役員、そして議員もおりますので、その辺についてはお話をして、その書類をつくったり、そういうことで確認をしながら進めていったというふうに考えております。

言うなれば、過去に例のないほど職員は一生懸命手伝わせていただいたということですので、それが結局、事後承諾だということ責められるということになれば、大変職員がかわいそうかなというふうに感じております。

そういうことですので、それについては、ぜひその流れを理解していただきたいというふうに考えています。それについて、しっかりとしたものを地域に造って、地域のコミュニティと中山間の振興については、我々も執行側も同じ考えで当たってきたというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 村長の今、答弁、まさしくそのとおりなんです。だから、関わった職員、執行者である村長からの指示で動くわけですから、適正にやったりやってもらわないと。一番かわいそうなのは職員なんです。今回のこのあれについては。本当に職員は一生懸命やってきたと村長は言うけれども、まず、ちょっと執行者としてもっと責任あるあれでやってもらいたかったというのが私の考えでございます。

以上を申し上げまして終わりますが、最後に6月定例会、そして今回の定例会で同じ質問をするということは、何かがあるからだなと僕は思っております。公金の使い道は、正しく利用してほしいと思うのは私の気持ちであります。今後、こういう、もやもやと言っては悪いですが、疑念を持たれるような公金の使い方、これは絶対あってはならないし、やってはならないと思います。あるかどうか、これから分かると思いますが、そういうことを絶対ないということを、これからないということを信じて、私の一般質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、5番松本昇君の一般質問を打ち切ります。

8番武田悦子君より通告がありました「高齢期の生活をより豊かにするための施策について」ほか2件の質問を許します。8番。

○8 番（武田悦子） 8 番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました3件について一般質問を行います。

まず初めの質問は、高齢期の生活をより豊かにするための施策についてです。

7月に厚労省より2021年の日本人の平均寿命が発表されました。男性が81.47歳、女性が87.57歳です。新型コロナウイルス感染症の流行により、2020年と比べると、僅かではありますが短くなっているのが特徴です。

前年を下回るのは東日本大震災の影響があった2011年以来です。毎年平均寿命が延びているということは、長い期間高齢期を送る人が増えているということです。高齢期をその人らしく生き生きと送ることができるということは、村が掲げる健康長寿の村づくりそのものです。これを支える村の施策について何点か伺います。

高齢者の健康管理事業として温泉施設の利用に対して補助をする事業が行われています。60歳以上の方を対象に保養の機会の提供と健康の増進、相互の親睦を図ることを目的にしている事業であり、これ自体はとてもよい事業だと思います。しかし、令和3年の成果報告書を見ると65万3,275円の執行となっており、予算からするととても少ない金額となっています。コロナウイルス感染症の影響で湯湯治などの機会が減っていることもこの数字に表れているのではないかと思います。

コロナウイルス感染症の流行はまだまだ収まらない状況にあります。これを機会に健康管理事業も新たな形を考えてもよいのではないかと思います。健康管理という観点からすれば、プールなどに通っている人はプールで自らの健康を管理していると思いますし、毎年健康診断などはまさに健康管理事業そのものではないかと思います。プールの利用には現在も60歳以上の人に対して割引がありますが、もう少し利用しやすい料金のすることは考えられないのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

高齢者の生活を豊かにするためということでございます。健康関連事業、温泉施設の利用につきましては、議員さんおっしゃるとおり、コロナの影響等により利用が少なく、予算の執行も少なかったというような状況はそのとおりであるというふうに思っております。

これらにつきまして、温泉につきましては保養だけでなく健康維持ということで、これから事業拡大、そういったことも検討していきたいというふうに考えてございます。

プールにつきましては、平成24年の3月議会で社会体育施設に関する条例改正しまして、その時点で60歳以上の方々の利用料を減額して利用いただいているというようなところでございます。そういった点につきましては、教育委員会のほう管轄でございまして、そちらの側とまた協議をして検討していきたいというふうに考えていると思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） それでは、健診の部分ではどうでしょうか。75歳以上の特定健診は無料で受けることができます。しかしながら、がん検診などは料金が発生します。健康管理事業の対象となる60歳以上では、どの検診でも料金が発生します。他の自治体では、75歳以上はどの検診も無料というところもありますし、料金も様々です。健康を守る上で健診はとても重要です。健康管理事業をこの分野へ拡大することはできないのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんに再度お答えいたします。

おっしゃるとおり、総合健診、施設健診につきましては、70歳以上の方々、全額村負担ということで個人負担なしということでございます。また、人間ドック、それ

からPETがん検診につきましては、村の助成、そして個人負担ということで頂いております。

対象年齢の引下げ、そしてまた助成額の拡大ということの質問でございますが、近隣市町村の動向というのを踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 健康管理事業としての健診の果たす役割、とても大きいものがあると思います。なかなか健診の受診率、利用率というのが上がらない状況の中、少しでも利用しやすい、そのための施策の充実ということもぜひとも実現していただきたいというふうに思います。

次に、もともとの健康管理事業、温泉施設の利用についてであります。

大玉村ではアットホームおおたまも含め5施設で利用することができます。アットホームおおたま以外は3人以上、2泊3日以上の利用からということになっておりますが、この部分の拡大はできないのか伺います。

例えば、村外の施設でも1泊から利用できるとか、対象者1名からでも利用できるというようなことはできないのか。村外の施設を、昔で言う湯湯治の皆さん、グループで利用するという方だけではなくて、家族で利用する、親族で利用する、このような場合もこの管理事業を使うことができることになれば、少しでも負担の軽減につながるのではないのかというふうに思います。

また、この村内の施設、アットホームおおたまだけが指定されておりますが、そのほかの施設での利用にもこの健康管理事業を使うことはできないのか。アットホームだと泊まらなくても使うことができますが、ほかの施設でも入浴だけでも使えるというようなことに拡大をすることができないのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えをいたします。

この健康管理事業ができたときのいきさつでございますが、医者等の意見を聞きまして、高齢者の健康管理については、やはり2泊以上温泉で療養しないと、あまり健康管理上は効果がないというアドバイスをいただいて、2泊以上、そして2人の場合には、どちらかという、この目的が、医者に対する多受診が問題になっていた時期なんですね。本当にはしごで毎日医者へ行っても医療費がどんどん高騰するというところで、国民健康保険の医療費を抑制しようということがスタートですので、2泊3日で3日間温泉に行ってもらって、医者通いを少しでも減らしようというようなことで、その代わり、2人だとどうしても医者関係なく、医療費の軽減関係なく夫婦で温泉旅行に行くというような利用になってしまうので、できるだけ多くの人数でということで3人以上というふうにした経過があります。

アットホームについては村内の施設なので、途中から1泊でもいいだろうというふうに要望がありまして短くしたということがありますので。状況も大分変わってまい

りましたので、その辺については再検討の余地はあるかもしれませんが、家族で行くとなると、県民割と同じような、健康管理事業から離れてしまいますので、やはり当初の目的の健康増進のための温泉療養という線は、やっぱり基本的には崩せないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） このコロナウイルス感染症の影響で、そういう施設の利用というのも大きく変わってきていると思うんです。健康管理事業そのものも、やはりこれを機会に様々な形に変えていく費用もあるのかな。なかなか昔どおりの、村長おっしゃることもよく分かります、2泊以上ゆっくりして皆さんと親睦を深めることで健康な心身をつくり出す、それも十分承知しておりますが、社会情勢も大きく変わっております。コロナの影響もございます。これを機会に新たな形の健康管理事業を模索する時期にも来ているのかなというふうにも思っておりますので、ぜひ様々な形も検討していただきたいというふうに思います。

次に、エアコン購入について伺います。

夏の暑さが年々ひどくなっています。熱中症にかかる人も増えています。熱中症は家の中で起こるリスクも高いと言われてしています。今ではエアコンが必需品となっています。しかし、高額なことからなかなか購入に踏み切れないという方もいるのではないのでしょうか。高齢者の熱中症などの健康被害防止のために、エアコンの購入費用や設置費用へ助成している自治体が増えています。対象者はそれぞれの自治体で様々ありますが、大玉村でもこの事業に取り組むべきと考えます。考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8 番議員さんにお答えいたします。

これまで村では、35 度を超える猛暑の場合など、事前に熱中症予防などを呼びかけ、不要不急な外出の自粛とエアコンの設置されている公共施設の利用などというのを呼びかけていたところでございます。

エアコン購入に対する自治体の補助につきましては、現在、県内では喜多方市、相馬市、西郷村などにおいて65 歳以上の高齢者世帯で非課税世帯である等の条件、若干異なりますが、設置費用の一部としておおむね3 万円程度を上限に補助しているというようなことを聞いております。

村につきましては、今後も地球温暖化の影響から猛暑日が続く日が予想されます。そういったことから、近隣市町村の状況を注視しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

今、部長の言ったようなのが今の実態でございます。確かに熱中症で今年の夏、大玉から運ばれた方の実数はちょっと私、把握しておりませんが、必要な措置かなとい

うふうにも感じておりますが、まずは居間にはあるんだけども寝室にはないというのをどうするんだとか、クリアすべき問題と、それからあと、実際どの程度需要があるのかのと。ない世帯があるのかということも含めて、少し実態調査をして、それでやはり結果として、来年の夏に向けて助成しなきゃいけないというような事態になれば、改めて制度として検討をさせていただきたいと思います。まずは、どういう状況かを担当のほうで把握するようにします。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 様々なご家庭あるかと思います。ぜひ実態をしっかりと把握していただいて、その上で実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

この項目最後の質問になります。

健康寿命を延ばし、元気でいられること、これは一番であります。介護サービスを利用しながら生活されている方も増えています。介護保険は必ず利用料の負担が伴い、サービス費の1割から3割が自己負担となり、大きな負担が発生します。利用限度額もあり、使いたくても使えない制度にもなっています。これら介護費用の負担軽減には様々な制度がありますが、どのような制度があるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8 番議員さんにお答えいたします。

介護保険の利用につきましては、その介護度に応じた利用、サービス、そのサービスの利用というものが利用者に対する支援というような形になっているかというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 私がお伺いしたのは、介護保険を利用されている方の負担軽減になるサービスというのは、制度というのはどのようなものがあると承知していらっしゃるのかと。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 大変失礼いたしました。

8 番議員さんにお答えいたします。

サービスの限度額の認定申請ということで、限度額を設けての負担ということで、負担軽減を図るということで進めております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 例えば高額療養制度であるとか、高額介護サービス費であるとか、食費とか居住費の軽減とかというのものもあるじゃないですか。そういうのをしっかりと担当者が承知していただきたいなというふうに思って質問したわけではありますが、私の質問の仕方がよろしくなかったんですね。

この介護サービスとは別に、特別障害者手当というものがございます。これは著しく重い障害があり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万7,300円が支給されるという制度であります。この特別障害者手当は要介護4、5の認定を受けている人もこの手当を受け取れる可能性があります。もちろんこの要介護4と5に認定されている人が全て該当するわけではありません。収入の部分でも状態の部分でも様々な決まりというか、そういうのがありますが、この特別障害者手当について村は把握していらっしゃるのか。今まで特別障害者手当を要介護4、5の方で受けている方がいらっしゃるのかどうか、まずそこを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

特別障害者手当、こちらにつきましては、現在村では3名の方が受給はしております。ただ、その方々につきましては、介護の認定されている方ではない普通の障害のある方々というような状況ではございます。今はそのような状況でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 毎月2万7,300円はかなりの金額になるんです。なので、介護、要介護4、5の方でここに該当する方、この金額が受け取れたら、介護サービスを使ってもかなりの負担軽減になるということは、金額を見ただけでも分かるんですね。これらについて村としてはどのように、現在は3人の方、障害を持っていいらっしゃる方が受けていらっしゃるんだと思うんですけれども、ということは、介護の4、5の方には、こういう制度がありますよという周知すらされていないということでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

特別障害者手当につきましては、その名前のとおり、障害者、障害のある方々についてはご案内して周知しているところでございます。介護の方々につきましては、ご指摘いただきましたとおり、現在のところ、ご案内されていないような状況ではございました。

今後、社会福祉係、そして介護の係、高齢福祉係と連携、さらに密にしまして、その介護の方々にもご案内できるよう進めていきたいなというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 介護サービスを利用されている方、必ずケアマネジャーがついていらっしゃると思います。ケアマネジャーの皆さんにも、この制度そのものもきちんとお知らせをいただいて、ケアマネの皆さんからも周知をしていただくと。もちろん全ての人が該当するわけではないので、変に期待を持たせるということもあるかとは思いますが、これに該当するかしらないかでは大きく毎月の生活が変わってくると思います。ぜひ、この部分をしっかりと周知し、実態も把握した上で、該当する方いらっしゃるのかいらっしゃるのか、もしこの方、該当するんじゃないかなという方がいらっしゃる

ゃったら、積極的にご案内もしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8 番議員さんにお答えいたします。

先ほど私申しましたように係間の情報共有、それを密にしまして進める、そして 8 番議員さんのおっしゃるようにケアマネさん、そしてケアマネさんのほうから各家庭のほうに周知していくというようなことで進めていきたいというふうには思います。

ただ、こちらにつきましては、8 番議員さんおっしゃるように期待を持たせることのないようにも十分注意して進めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） あわせて、認知症という診断を受けていらっしゃる方でも障害者手帳を取れるという可能性もございます。この障害者手帳を持つことによって、税金や医療、介護、公共料金など、これらの負担が軽くなるということもございます。これらについては、支援行っているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8 番議員さんにお答えいたします。

認知症の方々への障害者手帳の取得への支援ということでございます。これにつきましては、ケアマネさんを通じて支援しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 平均寿命が延びたことで高齢期、長い期間過ごすに当たっては、やはりお金の問題がどこの場面でも付きまといます。少しでもその人が有利になるような制度を利用できる可能性があるのであれば、そこをしっかりとバックアップしていくのが行政の仕事かなというふうにも思いますので、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

次の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大から村民を守る取組についてです。

第 7 波の波がこれまでに最大の波となり、感染拡大が止まらない状況にあります。国も県も感染対策の徹底と言うばかりです。その一方、経済は回すとなれば、感染に歯止めがかからないのは当然です。国は感染者の全数把握をやめると言っていますが、このことについて村長はどのように感じたのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えいたします。

今、大玉村も昨日 54 名、54 名はおとといですね、昨日 28 名ということで、半分にはなりましたが大変多い数字で、安達管内は特に高いという状況があります。まだまだ終息には至っておりませんので、この全数把握をやらないということに対しては、病院とそれから保健所の負担が非常に大きいということで全数把握をやめるとい

うことで、65歳以上の高齢者とそれから重篤化しやすい方、それからあと妊婦等については従来どおり病院から保健所のほうに報告が行くと。それ以外については、もう人数だけ言ってやると。病院から何人受けましたということのようです。

じゃ実際、今度、村のほうではどういうふうに対応したらいいんだということになりますので、特に、この前ちょっとアンケートありましたが、15歳以下の子どもについて全然情報がないと、今回のような子どもたちが中心に感染したときに、どう対応していいか分からないと。保護者から連絡を受けるのをじっと待っているしかないという状況で、どんどん後手後手に回ってしまうこともありますので、まだそういう段階ではないというふうに感じております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） この感染を食い止めるためには、やはり実態を把握すると。今、全数把握の話ございましたが、この実態を把握することが大切であります。しかし、この医療機関の逼迫、保健所の大変さもよく分かります。この検査キットが実際、現実的に手に入らないという状況もあります。村としてこのような状態をどう見るのか。検査キットを準備し、必要な人に渡す。このようなことはできないのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

村で検査キット、500個単位で注文します。8月に注文したものが、140個ロットが1箱になりますので、それを4箱で注文しておりますが、1箱しか9月頭に入らないと。あとの3箱は9月下旬だというようなことで、行政、村としても本当にキットの把握、2か所も3か所もお願いをしながら。教育委員会は教育委員会で注文し、社会福祉協議会は県のほうから送られてくる場合もありますが、本当に手に入らないのが現状ですので、現時点で心配のある方、症状のない方に村が無償で配布するというのはかなり難しいと。

ですから、学校とか子どもの施設を中心として、例えば、学級で陽性者が4名、5名出たと、学級閉鎖をするという場合には、その学級全部に2個ずつキットを渡しているというような状況で、現在はこちらかという教育施設とか保育所、放課後児童クラブ等を優先的にキットを使わせていただいているというのが現状でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 村でもキットが手に入らない。本当に村でできること、限りがございます。やはり県や国が抜本的な対策を講じていくということが必要だというふうに思っています。

国はコロナを感染症法上の規定を5類にして対策を放棄しようというふうにも見えるのが現実であります。これでいいわけはありませんが、あらゆる機会を捉えて、国や県に対策を求めていく、このことが今、首長として重要ではないかと思えます。村長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

これは当然、県も十分に承知していることでございます。実態も分かっていますし、県と地方自治体、市町村は一体となってこれに取り組んでおりますので、国に対してということになろうと思いますが、一番心配しているのは、全数把握をやめたときに、自分でセンターのほうに「私かかりました」という報告をするようなシステムにするということになると、検査もしないでかかりましたという報告をしかねないという部分もあったり、報告をしないで済ませてしまうというようなこともございますので、実際はこれから非常に多くのキットが必要になるんじゃないかというふうに考えておりますので、あらゆる機会にキットがないと、確保してくれということについては申入れをしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） これまで自分が感染したり、子どもたちが感染して学校が休みになったりして仕事を休まざるを得ない、このような場合には収入を補償する制度、雇用調整助成金や企業の支援金、これら休業支援金などありましたが、これらは今どのように運用されているのか。いろいろネットとかで見ますと、何月まで延長、何月まで延長というのは繰り返しになりますが、金額が何か上限が下がってきたりとかというものも見られますが、現状はどうなっているのか。仕事を休めば即収入がなくなる、そういう方もたくさんいらっしゃいます。これらの様々な制度周知はしっかりと行われているのか、併せて伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

いずれも国の制度でありますけれども、現在行われておりますのは、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響によって休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請によって支給されるものが新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金でございます。これにつきましては、休業前の1日当たりの平均賃金の8割が支給されるというふうなものでございますが、現在、議員ご指摘のように期間延長されてございまして、休業した期間が令和4年1月から6月までについては申請期限が9月30日、今月末となっております。

また、7月から9月までの休業期間、これの申請期限につきましては、令和4年12月31日を期限としているところでございます。

また、新型コロナウイルスによりまして小学校、幼稚園等が臨時休業した場合、あるいは新型コロナウイルスに子どもが感染した場合、これらの場合に有給休暇を取得した従業員に対して、その対象労働者に支払った賃金相当額を支給すると、事業者に対して支給するというものが、小学校休業等対応助成金でございます。これにつきましては、以前の緊急事態宣言の対象区域もしくはまん延防止等重点措置を実施すべき区域に所在する事業所については1万5,000円でありましたが、現在、日額上限

額は9,000円というふうな状況でございます。これにつきまして、休暇の取得期間の4月から6月末までにつきましては申請期限が8月31日、7月1日から9月30日までの休暇取得期間につきましては11月30日を期限としているところでございます。

いずれの事業にいたしましても、延長が繰り返されてきたというふうな経過もございますので、今後もこのような状況を注視してまいりたいというふうに考えてございます。

これらの状況につきましては、福島労働局が窓口となつてございまして、事業者等に働きかけを行っているというふうな現状でありまして、コールセンター等も開設されてございます。

以前のご質問を受けまして、村といたしましても村ホームページにこれらの事業、掲載いたしまして、直接厚労省のページにリンクできるような体制をとっているところでございますけれども、さらに周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 本当に収入が即絶たれるという方もいらっしゃるので、しっかりとした周知、相談支援体制にも努めていただきたいというふうに思います。

この新型コロナウイルス感染症の影響から追い詰められ、自ら死を選ぶという方も増えているという統計がございます。特に若い世代や女性に多いというふうに言われています。非正規雇用で働いている人に女性が多いこと、さらには支援が届きにくい若い世代では、なかなかそういう支援が届きにくいというようなことも要因ではないかというふうにも言われています。

大玉村ではそのような事例はないかと思いますが、村ではどのような相談支援体制が構築されているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

村では、新型コロナウイルス感染症の拡大が原因として自殺した方がいるという情報につきましては把握しておりませんが、全国的にはコロナ禍によります生活環境の変化や、社会全体として様々な規制や制限などにより仕事や家庭においてふだんどおりの生活ができずに悩みを抱えている方が増加しているというふうには考えてございます。

新型コロナウイルス感染症に伴う福島県の各種相談につきまして、一般相談窓口や誹謗中傷相談窓口、外国人相談窓口がそれぞれ開設され、それにつきまして村のほうで周知しているところでございます。

また、村としましては、保健センターにおきまして保健師の来所、電話相談や、臨床心理士による心の健康相談などを活用して村民の皆様の支援を実施しているというふうに行っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 様々な悩み、抱えていてもなかなか相談するところも分からない、相談しにくいという方もいらっしゃるかと思います。いろいろな情報をしっかりと把握されて相談支援に結びつけると、そういう努力も改めてお願いをしたいと思います。最後の質問に入ります。

国は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発の爆発事故により発生した処理水の海洋放出を行うとしています。一方で、国と東電は福島第一原発の燃料デブリ取り出しを再び延長すると発表しました。廃炉作業がいかに難しいしく大変なことであるのかがこの一件でも分かります。廃炉の見通しも立たない状況にあるのに、岸田首相は8月24日、電力需給の逼迫やエネルギー安全保障対策を理由に、これまで再稼働した10基に加え、来年の夏以降、新たに7基の再稼働を進める方針を示しました。さらに、次世代の原子炉の開発や建設を検討するとまで言及しました。福島原発事故により多くの県民、村民が様々な被害を被っています。村内にも富岡町をはじめ多くの皆さんがふるさとに戻れないまま生活を送っています。

大玉村議会は汚染水の海洋放出に反対する意見書を提出し、海洋放出反対の意思を表明しています。村長も同じ考えであると明言されていますが、その思いは今も変わらないと考えていいのか。岸田首相が原発を拡大するとしていることについても、原発事故被災地首長としてどのように考えるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

原発に対する事故等に対する考え方は議会と意を同一とするものであります。変わりはありません。

ただ、今回のことについては、国民のコンセンサスが全然得られていない中での首相の言葉ですので、今の段階では、それに対して特別なコメントは差し控えるというか、コメントできる、するような段階での発言ではないかと。まだまだ今、汚染水の処理とか等でやっているうちに、そういうものがまだ見通しも立たないうちにこういう話が出るということに対しては、どうかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、8 番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後2時40分といたします。

（午後2時24分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後2時40分）



○議長（菊地利勝） 1 番斎藤信一君より通告がありました「仮称大玉村子育て支援センターについて」の質問を許します。1 番。

○1 番（斎藤信一） 1 番斎藤信一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告してあります1 件について、これより一般質問を行います。

仮称大玉村子育て支援センターについて。

現在、大山谷地地区に計画をしている子育て支援センター基本構想策定において、今後、これだけの規模の施設の計画は難しいと考えます。

10 年、20 年後の世代に気持ちよく利用していただけるよう、地域の思いが広く聞き入れられるよう考え、質問いたします。

役場や教育委員会、または社会福祉協議会などの窓口機能を設けるのかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 1 番議員さんにお答えいたします。

引き続き、担当部長、課長欠席ですので、私のほうで答弁をさせていただきます。

この施設につきましては、子育て支援センター機能を中心に、現在の大山公民館機能も併せ持った複合施設を考えております。

したがいまして、新たに役場や教育委員会、その他関係団体の窓口機能を設けることは現在のところ考えておりませんが、現在、関係団体の代表や地域住民等の公募でお集りいただいた方々でワークショップ、これを開催しております。こういった中で、広くまたさらに意見を伺ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 今、検討中という、これからワークショップなどでどうなるかわからないということですが、公民館もそうなんですけれども、職員やスタッフなどは常駐するのか。事務所のようなものは設置するのかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

この子育て支援センター的機能を中心に、大山公民館等の機能も併せ持つということになれば、当然それなりのスタッフは必要であるというふうに考えております。

現在ある図書室や会議室、調理室、あるいは現在住民課で行っている窓口業務、そういうものも併せて継続してまいりたいというような形になれば、当然常駐する職員は検討しております。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） いろんな機能を入れるということなんですが、限られたスペースに複数の機能を入れる、そういう施設になるということですが、私、利用者の視点で、事務所などは1 階のすごくすてきなスペースに置くと、利用者側からかなり不便なのかなという、足の不自由な人だったり、車椅子の人だったりという人たちがいる中で、

あとお年寄りの方とかいる中で、そういうスペースというのは2階に設置するのがいいと考えますが、その辺どうなのか伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

事務所の位置であるとかいろんなものを、これからワークショップを通じて、さらには、今現在基本構想の段階、その過程の中で、いろんなご意見を頂戴しながら、できるだけ利用者の皆さんが使いやすいような、そういう施設に造っていききたいというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ワークショップを通して、本当に住民の意見が広く入れられることを望みます。

次に、2 番目なんですけれども、大山公民館にある機能はどれほど引き継ぐのか。さっきもちょっとおっしゃいましたが、改めて質問いたします。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

大山公民館機能も併せ持つというふうに先ほど答弁いたしました。

したがって、現在ある図書室、それから会議室、調理室等の機能、さらには住民課の窓口業務、そういうものは新しい施設についても引き継いでいきたいというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 調理室のほうも引き継ぐということなんです、私以前から幼稚園の給食の必要性を訴えております。今後、これだけの規模の建築の計画は、費用などの面から難しいと冒頭にも言いましたが考えています。

調理室を設けるのであれば、以前教育長おっしゃっていたような学校給食法、食品衛生法にも配慮した設備の設置を求めます。見解を伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 今回のこの交流センターの調理室で幼稚園の給食が賄えるかどうか、あと幼稚園の給食制度、これをどうするのか。その辺ちょっとなかなか厳しい問題、詰めなければならない、クリアしなければならないいろんな作業がございますが、その辺については、改めて教育委員会のほうと相談をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 改めて検討していくかもしれないということで、各幼稚園に一日に、例えば、玉井と大山どちらもじゃなくて、交互に作るとか、そういう仮定をすれば、設備はそこまで大がかりにはならないと考えます。また、立地場所もあるんですが、災害時の炊き出し施設としてもそれは使用可能になるのかなと。

以前にも申しましたが、近隣の本宮市などは、給食を利用したい家庭は、小学生になるまで保育所に通わせることが可能です。大玉村は、3 歳児保育が開始されてから

は幼稚園しか選択肢がありません。ほかの市町村に通わせるということは可能かもしれませんが。

好き嫌いの改善や小学校での本格的な給食への準備、そして食べるスピード、バランスの取れた食事による集中力の向上、そして各家庭の勤務体制の多様化、そして、ジェンダーによる女性の社会進出の後押しにもつながると思います、そういう朝の時間の有効利用ができたり。

そして、これは内閣府男女共同参画局の統計によれば、昭和58年から平成23年の30年間で、母子世帯数は1.7倍、父子世帯数は約1.3倍に増加して、現在も増加しています。

子育てをするに当たり、食事・食育とは、私は最も重要なことだと考えています。その辺、どうお考えかお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 1番議員さんにお答えをいたします。

今回、子育て支援センターは、大きなものではなくて、最初の原案では1,000平米程度のものということで、今の大山公民館の脇の駐車場に設置しますので、大変子育て支援センターのスペースもそれほど大きく取れないということの悩みもちょっとありまして、それから大山公民館の機能も入れるということも含めて、給食の設備という、1学年80名ほどいますので、先生方も含めると270から280名ぐらいの給食を作らなければいけなくなると、これはやっぱり立派な給食センターを造らないと無理で、かなりの、数億円という規模の工事になろうと思います。

それから、もう一つは、それを造ることによって、この基本構想をまたもう一度やり直すということになりますから、当初では、給食センターをそこにつけるといことは考えてはおりません。

それから、もし給食した場合には、幼稚園のほうに今度かなり大きな配膳室をつくらなければいけないということになりますので、やはり、一旦給食センターから幼稚園の配膳室に持ってきて、配膳室で子どもたちに配膳をするということになって、ちょっと今、この始まった事業に給食センターを造ることはかなり難しいというふうに考えております。

あとは、保育所と幼稚園の関係ですが、3年保育の子どもの育ちと、それから保育所に入って給食の関係を考えたときには、やはり村としては3年保育の子どもの育ちを優先的に考えて、同じ幼稚園に入っていて、そこから小学校のほうに上がっていただくということを選択させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っています。

それから、過去に弁当を作ることが難しい親御さんのために、仕出し弁当の話もさせていただきました。本宮の業者から可能性というか、できますよという返事をいただきましたが、保護者会に諮って、その時点ではやらないと。それは、弁当を食べる子と、家から持ってきた弁当と仕出しと別々に食べるというのは、やはり子どもたちにとってはちょっとプレッシャーかなということもあって、保護者会としては望まな

いという結果で、今のところ弁当を作っていたいただいているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 丁寧な答弁ありがとうございます。

ただ、今最後のほうにおっしゃっていた過去に弁当を提案したということも、以前の質問でも聞いていますが、それは果たして何年前なのかなという。そして、3 年保育の成長を選んだとおっしゃっていましたが、さっきも私言いましたが、子育てをするに当たり、食事・食育というのはすごく重要だと、私も子育てしていますが、思います。

そして、食べ物がお粗末というあれではないんですけれども、今の弁当体制では、結局、幼稚園からの指導とすると、子どもが食べられるものを食べられる量だけ入れてくださいという指導が当然なされます。それは、残しちゃったり、食べ切れなかったり、そういうのが起こらないようにそういうふうにするんですけれども、そうすると、弁当の中身、すごく知識があって上手な人はいろんな工夫をして、野菜のハンバーグとかを作ったりするかもしれませんが、半分以上はミートボールだったり、ソーセージだったりという、そういうものを入れます。中には、幼稚園の先生からの話ですけれども、一週間毎日同じ冷凍食品が入っていると。さすがにそんな食事させられていたら、子どもたちも食べ物に対しての考え方がゆがんでしまうんじゃないのかなと。本当に、今はできない、金がないからできないじゃなくて、こういうことにこそやっぱりお金をかけてやっていくべきなのかなと私は考えます。

このことに関しては、何回言ってももう変わらないのかもしれませんが、地元で給食を作れるということになれば、100%大玉産の給食だって実現するのかなと。

そして、280 人何がしとおっしゃいましたが、ご飯、おかず、汁物、全部作れというわけじゃないんですよ。私今までも言っていますが、汁物だけでも。皆で同じものを共有して食べる、そういう時間の頻度を増やせないのかという話です。毎日給食にしるとか、ご飯、おかず、汁物が全部そろってデザートもついている、そういう話じゃないんです。だから、そういうのを行政のほうはもっとしっかり考えていただきたいなと思います。見解を伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

給食というとフルコースというふうに考えて答弁をさせていただきましたが、本宮も同じような幼稚園からの要求がありまして、給食センターで調理できないかということは何回か検討させてもらいましたが、やはり設備的に無理だということで、なかなかできなかったということがありますが、今言われたように、週何回かそういう汁物とか、それをこっちの施設でできるかどうかというのは、これから検討させていただきますが、できる範囲からということで設備を、給食の場合には、前にも多分教育委員会で答弁したと思いますが、衛生管理とか、衛生職員を置かなければならない

とか、大変なんですね、その整備に関しては。ですから、1週間に1回だけといっても、ちょっとそれに対応するにはフル装備で対応しなければいけないというので、外注ができないかどうかということも含めて教育委員会のほうで検討してもらうようにします。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 早くその日が来ることを祈ります。

次、3 番目の質問に入ります。

なぜプロポーザルに選ばれた設計者が実設計に入れないのか。

プロポーザル方式というのは、「主に業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画、提案をしてもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること」とありますが、間違いないでしょうか。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

そういうことに間違いありませんし、今回、うちのプロポーザルについては、基本設計に近い金額を出す、そういうところまでの業務を求めているものであります。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 今回、本村では、プロポーザルに選ばれた優れた業者は、実施設計の入札に参加できないとしています。他市町村でも本村のような方式を行っているのか。それは、あるとしたらどこの市町村なのかお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） お答えいたします。

他市町村の行っているところ、行っていないところ、その辺についての調査はしておりません。大玉村の今回のこういうふうな基本方針でのプロポーザルを実施したということでございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） どんな経緯でそういう方針にしたのかお聞きします。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたしたいと思います。

まず、この基本構想、基本設計も含んだ構想でございますが、この構想について、受注者は建物の概算費用等の算出もするというふうな条件を付しております。当然、概算費用の算出、それから内容の熟知、こういった場合に、実施設計になった場合には大変有利になることが当然予想されます。また、発注金額も大きいであることが想定され、前例は少ないですけれども、過去にも本村においては、福祉センターさくらの設計において、今回のように基本設計受注者は実施設計には指名しなかったということがございます。したがって、今回もこれに倣って、基本設計受託者は実施設計は指名しないという方針の下で行ったものであります。

なお、この基本構想の策定業者については、今回、ワークショップでありますとか、

いろんなそういう村民の声にも触れていると。そういう観点から、建設時には、実施設計業者を補完する役割、あるいは支援する業務、こういうものについてお願いをする予定であります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） この件について、J I A、日本建築家協会東北支部のほうから大玉村に抗議文が送られたそうですが、それは事実でしょうか。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 承知しておりません。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 承知しておりません、はい。そのような事実、届いていないということですね。はい、了解しました。

さっきから出てきておりますが、ワークショップまで開催し、広く住民の意見を取り入れるとうたっていますが、実際、実施設計者が代わることは、入札では致し方ないと思うんですが、最初から参加できないということは、あまりプロポーザルの意味が、かなり薄まってしまうのではないかと考えます。どうでしょうか。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

これはそのまま実施設計にも入れるとなった場合に、プロポーザルに応募して、そこで受注した業者が当然実施設計でも大変有利な形になるということになれば、実施設計の指名競争入札をやる必要もないというようなことになろうかと思えます。

そういった意味で、基本構想についてはあくまでも基本構想、基本設計、そういうものをつくっていただいて、それを基に実施設計はきちんとやってもらおうと。ただ、基本構想時点のいろんなワークショップ等のそういうふうな意見を取り入れたい、村のそういうふうな構想も取り入れたいと、そういう観点から、そのまま、それではさようならではなくて、補完業務、あるいは支援業務、こういう形で残っていただいて、その意志を反映させていきたいというふうな考え方が、今回のこういうような村のやり方になっているわけでございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 今回の前原・阿部 J V の設計した建物を拝見しましたが、使い手の動線を細部まで想定した建物や、収納やコンセント一つ一つに利用者への配慮が感じられ、好奇心旺盛な子どもたちがわくわくして使用できると感じました。代表的な建物として、玉井にある相馬焼きの建物、大玉村では、みんな行ったときがあると思いますがフォレストパーク、隣の本宮市のえぽか、福島県消防学校、福島県木材試験棟などが挙げられます。

当然当局は、その優秀さを買い業者の選定を行ったと考えていますが、さっき副村長もおっしゃいましたが、実施設計者に対して補完する、サポートするとおっしゃいましたが、どの程度の権限があるのかお聞きします。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

どの程度の権限といいますと、大変難しいご質問だと思いますけれども、当初のプロポーザルに応募して、完成品、基本構想が完成になったということになれば、当然それを尊重するような実施設計、それを逸脱するような実施設計の場合には、改めてその補完業者、あるいは村と一緒に入って、その辺の調整を図っていききたいと。基本的には、基本構想に基づいた建物になって、みんながそこでその建物に親しんで、そこでいろいろご利用いただければというふうに、そういう建物にしたいと。そういう建物に即したような形で補完業務、支援業務を行っていただきたいというのが、今回のこういうふうな形になったわけでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） どの程度の権限があるのかということで、大分濁した回答だったと思うんですが、実施設計というのは正規設計ですよ、図面をつくるということで。その後に建築業者の入札が行われて施工が始まります。そして、その施工をする場合、数億円という建物になれば、当然役場の職員はそれを監理できる状況にはないと思います。発注者という、監督、一番上かもしれませんが、知識も当然乏しいでしょうし。

そこで、施工監理ですか、そういうポジションがあるんですが、例えばそういうところにはその人たちは入れないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

こういう事業がスタートとなれば、当然役場のほうでも職員が検査あるいは工程会議等にその都度参加するようになりますし、当然実施設計者、それから役場、業者さん、請負業者さん、それからこの基本構想を提案された支援業務、補完業務をされるそういう方にも、その都度、折に触れて、必要に応じて入っていただいて協議していただくと。大幅に基本構想から外れるなんてということは、当然、そういう場合には入りますけれども、通常の工程会議、通常の会議等に入らなくていい場合には入らなくてもいい、必要に応じて入っていただく。必要に応じて施工監理の一端を担っていただくというふうなことを考えております。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） その必要に応じてというのがすごく引かかるのですが、その必要に応じてというのはどういうときなのでしょう。定期的にとかではなくて、あくまでも必要に応じてなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度答弁いたします。

この必要に応じてというのは、例えば基本構想で出てきたものに実施設計と相違が生じた場合、そういう場合には、基本構想どおりに行かない場合も多々出てくるかもしれません。そういった場合には、構想の提案者と実施設計の担当者と当然すり合わ

せ、村も入ってすり合わせもしなければならない。そういう場合には、当然いろんなお話を聞かせていただく。あとは工程会議の中で、通常に、構想どおり物事が進捗している場合、工程がそのまま進んでいるような場合、わざわざ来ていただかなくてもいいような場合には来ていただかなくて、実施設計のほうの担当者と役場、検査の担当者、そういうような中でも間に合うものはそこで間に合わせるというふうな意味での必要に応じてということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 工程がスムーズに進めば頼まないという見解でよろしいでしょうか。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度お答えいたします。

当初にこの支援業務、補完業務というような形で契約をさせていただきます。必要に応じて、その工程会議とか現場の打合せ、そういうものに来ていただく場合もあるし、来なくて進む場合もあると、そういう意味でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） その支援ですか、施工監理の契約をするということでよろしいでしょうか。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度答弁いたします。

支援業務、補完業務としての契約をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

現在までに本村の公共の建物において、一括発注というのですか、全て 1 社に頼んで、先の話ですが、今後、近隣市町村のように、建築、設備工事と分けて分離発注をして、そして役場の負担は若干多くなるかもしれませんが、広く村内の、大企業じゃなくても、そういう企業に入ってもらえるような試みをする考えはあるか、最後にお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 1 番議員さんにお答えいたします。

分離発注については過去に何度かやっておりますが、なかなか主体工事のものと分離発注、設備とか電気とか分離発注すると、横の連絡がなかなかつかなくなったりということもあります。できるだけ地元企業を使うとなると分離発注という方法もありますが、最近、多分 10 年、15 年ぐらいは一括発注だったんじゃないかなというふうに感じしておりますが、やはり一長一短ありますので、それはまだこれからの話なので、まだ検討をしております。

それから、流れについてちょっと確認をしますが、今回の建物は、村内の木材を使って、財産区とか村山をできるだけ使って、木で造るということ。地元の材木を使って造るというような、今まで取り組んでいない事業ですので、通常だと設計監理を委

託すると、予算を取って入札をして、一般競争入札もしくは競争入札で発注すると、半年ぐらいで設計が上がってくるんですね。それしか時間がないんですね。それは、どちらかという設計業者の考えで、我々のほうからいろいろ提案したとしても、時間がありませんから、設計業者の作品みたいな形で上がってくると。それを大幅に手直ししようとしても時間的な余裕がないと。それはなぜかという、補助金等の都合で、申請とかがもう既に終わっていないと入れませんので、設計には。ですから時間も、いろんな制約があるんですね。今回の場合には、あまり大玉で何億もかけて造る建物としては、頻繁に造れるわけでありませんので、しっかりと造っていきたいということで、基本構想をつくって、そして住民の意見を聞いて、時間をかけてしっかりと、どういう建物がふさわしいかということを検討していただくと。

発注段階というか、プロポーザル段階で、実施設計に入れませんかということは、きちっと確認をして入っていただいていますので、プロポーザルに入った方については、それを承知して応募したということですので、それについては特別問題はないというふうに考えています。

過去にも、先ほど言いましたように、さくらのときにも基本構想をつくったところには、実施設計には入っていないと、指名をしていないという、そういうこともありますので、それも踏襲しておりますが。

そういうことで、時間をかけてしっかりと基本構想をつくって、そして実施設計がすぐ来年できるというふうには限りません。それは、木材を使ったときに、早めに切り出しをしなければいけないのか、乾燥させるために。それから、大体毎木調査といって、どの程度の量があるかというのは、もう既に調査しているので、松、杉については十分に合うということですが、切り出して、製材をしてという時間がかかります。

それから補助金の申請等についても、それを使ったときに、木材を使って上乗せがどの程度あるのかということも、基本構想・基本設計ができないと、そういう調査も働きかけもできないということなので、多分基本構想ができてから1年ぐらいはそういう形の準備で時間が取られるだろうと。その後、その基本構想に基づいて実施設計をしていただくと。そして建設という流れになりますので、従来の競争入札でやる建物の建築とは、今回の場合には異なっているということで、それはできるだけ使い勝手のいい、皆さんに喜んでいただける建物を建てるためにということで取った方法です。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

10 年、20 年後の世代に気持ちよく利用していただけるよう、すばらしい施設になるようお願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、1 番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

7 番鈴木康広君より通告がありました「いち早い物価高騰対策を求む」ほか1 件の

質問を許します。7番。

○7番（鈴木康広） 7番鈴木康広です。

議長の許可をいただきましたので、「いち早い物価高騰対策を求む」ほか1件の質問をいたします。

ロシアによるウクライナ侵攻で世界は経済の混乱が発生しています。原油や小麦の不足からの物価の高騰が国内でも発生し、子育て世帯などに消費者物価の高騰は重い負担となり続けています。一刻も早い停戦を願うとともに、とりわけ社会的弱者への経済支援を求めるという観点から質問をいたします。

初めに、2022年7月の総務省発表消費者物価指数では、昨年同月に比べ電気代が19.6%、ガス代が18.8%、生鮮魚介が13.1%、油脂・調味料が7.3%、穀類5.7%、生鮮野菜が5.6%の上昇となっています。どれも日常生活の中で消費量を削減しにくい品目で家計を直撃しています。食べ盛りの子どもの子育て世帯への支援策を求める観点から考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 7番議員さんにお答えいたします。

既に議会の皆様へご説明し、今回補正予算でご提案させていただきましたが、ご質問のとおり、また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、学校給食費の食材費が高騰しております。

こうしたことから、小中学校の保護者負担の軽減を図るため、学校給食費に係る児童生徒1人1食当たり20円の値上げ相当分を、4月分の給食から遡って補助することと考えております。

なお、今後さらなる物価高騰も考えられるとともに、来年以降もこうした状況が継続することも想定されますが、状況に応じまして物価高騰対策分の補助を継続してまいりたいと考えております。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

給食費については、今言ったように、物価上昇分については手当てがなされている。今後についても、それについては考えていきたいというふうな話いただきました。

それ以外、要するに日常的な支援についても、全体的には村としてできたらなという形を思っています。

この後、2番、3番のところでこの対策について聞いていますので、もしそこに該当するものがあれば、併せて教えていただければと思います。

2番に移ります。

上記の統計で、外食では3.2%、宿泊料が3.6%の上昇となっています。これはサービス産業の一部に原材料費の上昇を価格に転嫁できない事態が発生しているのではないかと考えています。

村内事業者の経営継続のために割引券などの支援が行われていますが、さらなる継続をお願いできないかということで質問いたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 7 番議員さんにお答えをいたします。

経営継続のための割引券などの支援策の継続というご質問でございますけれども、現在村が行っておりますのは、村内事業者に対する支援策といたしまして、村民の宿泊需要の喚起、さらには地域経済の活性化を図る目的といたしまして、宿泊者向けふるさと商品券事業として、村内宿泊施設への村民の宿泊者に対して、村共通商品券を大人 2,000 円、子ども 1,000 円を配布してございます。また、飲食店、製造菓子店、精肉・鮮魚販売店向けには、1,000 円の購入で 1,300 円の利用ができる「がんばるおらほのエール券」の発行を行いまして支援を行っているところでございます。

さらに、今時定例会に上程をさせていただいております 9 月補正予算におきましては、燃料価格高騰の影響を受けます運送業、宿泊業、自動車運転代行業、その他の事業者を対象といたしまして、第 2 弾となります燃料高騰対応中小企業応援金、これらの費用についても計上させていただいているところでございます。

現在、このような形で村内事業者の事業継続に対する支援を進めているところでございまして、今後におきましても、現在の状況を注視しながら必要な支援策について検討、実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

今現在行われている支援、実際に飲食店等では、全てその内容についてもう使ってしまった飲食店等もあると思いますので、住民のサービスも含めた形でその状況を見ながら、あと財源、今後の国からのいろんな資金のほうもあると思うんですが、その時期を見て、今おっしゃったとおり、継続についての検討を進めていただければなと思っております。

では、3 番に移ります。

雇用環境の変化により、労働者の約 4 割が非正規雇用という現状になっています。非正規雇用者ほど経済状況の変化により収入の減少が大きい。特にひとり親世帯や身障者の収入は、通常時でさえ生活に余裕がない現実があります。公的扶助の利用も含めて、経済弱者に支援を届けることで生活の安定を図っていただきたいという観点から、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 7 番議員さんにお答えいたします。

コロナ禍の経済対策ということで、昨年度、令和 3 年度の話になりますが、国庫補助事業にて子育て世代への臨時特例給付金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金など、経済的な支援をしてまいりました。

今年度におきましても、国の補助事業によりまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を対象者

に交付するということにしております

また、令和3年度に行いました原油高騰に伴う緊急福祉事業として、65歳以上の高齢者のみで構成された世帯、それからひとり親世帯、障害者手帳所持者がいる世帯に、1世帯当たり5,000円の給付と商品券給付しております。昨年度です。

この事業につきましては、県の補助上限5,000円から2,000円増額されて7,000円となったことから、村独自に3,000円上乘せして、今年度は1世帯当たり1万円の商品券を給付したいと考えておりまして、この9月補正議会に計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。

昨年度が5,000円だった非課税世帯への商品券のほうの給付について、今年度は県2,000円、村が3,000円プラスで1万円での給付を今検討しているというお話を聞いて、やはり実際に今必要な世帯などに、その必要な対策を届けることが急務であり、一番必要だと思いますので、それについて十分内容を調べながら、今後、経済状況はどうしても変化してしまっていて、状況が急変する可能性もないとは言えませんので、その都度、ぜひそういうものについて、県がたとえないとしても、必要があれば村独自でも検討していただけたらと思っています。

では、次の質問にいきます。

「学校と家庭で取り組むコロナ対策」という内容で質問いたします。

コロナ感染の第7波が感染者数の急拡大と医療負担の増大、自宅療養者の急増をもたらしている一方で、軽症者や無症状の患者が多く、感染力の強いBA.5に合った感染防止対策を実施する必要があると考えます。学校と家庭で協力することで、家庭感染の防止と学校での各事業を実施できる状況づくりが必要だと思いますので、その観点で質問いたします。

初めに、村内でも夏休み中の感染の拡大がありました。家庭内感染における1次感染の患者の人数が増えた要因、また、無症状患者がいろいろな状況で他者に感染を広げてしまった要因などが考えられると思います。授業再開されていますが、学校での対策と家庭への感染防止の依頼内容について伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 7番議員さんにお答えをいたします。

夏休みが明けまして2学期スタートするに当たりまして、国や県が示しております感染防止対策に従って幼稚園や学校での感染拡大を防止する観点から、まずは、十分な換気を徹底すること。熱中症対策を講じた上で、場面に応じてマスクを着用すること。小まめな手洗いや手指消毒の徹底。そして、健康的な生活によってそれぞれの抵抗力を高めるための指導など、学校内、そして家庭内、あるいは学校外における活動においても、基本的な感染症対策を徹底するよう、引き続き指導を図っているところです。

また、あらゆる機会を捉えて健康観察を徹底し、ふだんと体調が少しでも異なる場合には、園児、児童生徒はもちろん、教職員も、無理をせず自宅で休養を徹底し、さらには医療機関の受診等を勧めているところです。

さらに、学校行事などの実施に当たりましては、各校の状況に応じて慎重に検討した上で、さらに創意工夫を図って、家庭や地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、できる限りは実施する方向で努めているところです。

ご質問ありましたとおり、感染の拡大防止を図るためには、学校だけではできません。学校と家庭の協力が必要不可欠というふうに考えております。保護者の皆様に対しましては、一斉メール、それから学校だよりなどを通して、さきに述べましたような基本的な感染症対策、これを徹底していただくということはもとより、家庭内での健康観察の徹底、発熱や体調不良があるときには、無理をせずに、登園・登校を控えていただくようなお願い。また、子どもさん本人やご家族に陽性者、濃厚接触者が出たような場合には、必ずご連絡をいただくというようなことをお願いしているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

夏休みが終わって学校が始まる時点で、それまでの間に十分考える内容については検討して、学校が始まり次第、各家庭のほうにできる限り細かな内容の依頼とか、情報の提供というのがなされてきたと。

ただ、実際に、先日報告があったとおり、やっぱり感染という、今回の感染力の強さは今までとやっぱり違って、マスクをしていれば絶対大丈夫とかというわけでもない切れないのかなと。なので、基本的な対策、これがどれだけしっかりできるかということになるかと思います。重ねて、それについては、機会を追ってお願い、それに情報発信、しっかりお願いいただければと思います。

あと、私としては、学校行事をできるだけした上で学校生活が次のステップに進めることが一番望んでいるところですので、それについては、慎重な上でもできるだけ実施ができるような体制を取りながら行っていただきたいと思います。

次に進みます。

福島県は9月19日まで「B A. 5 対策強化宣言」の期間を延長しました。子どもより大人のほうが活動範囲の大きさとか他人との接触機会の多さ、感染の機会というのは危険性が高いと考えています。

村としては、家庭内感染防止の対策はどういう形で、依頼とか取っているか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 7 番議員さんにお答えいたします。

家庭内の感染防止策につきましては、マスクの着用、手指消毒の徹底、黙食など、基本的な感染対策を家庭内でも徹底していただくとともに、感染リスクのある場所に

行かれた際には家庭内においても一定期間接触を避ける、体調に異変を感じたら接触を避ける、また、共用スペースは小まめに換気や消毒するなどの対策が重要であるということを、そのことを周知していくということで、ホームページなどで周知しているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

今現在はホームページなどという形で、直接的にプッシュ方式で各家庭に出すという形で、ホームページもしくは村長のほうの広報とかという形で対策されている内容について伺いました。

次の質問に移ります。

村内の家庭内感染の実例でも、必ずしも家庭では家族全員が罹患するとは限っていません。コロナから自分と家族を守る感染対策のポイントが公表されています、県のホームページとか、あちこちで。基本対策の徹底なんです。図表等もあります。

実は昨日で、大玉村では1, 000人の累計ということで、もうウィズコロナの時代として全ての対策を考えていく、実施していく必要があるのかなというふうに考えております。

その観点から、学校や村当局であらゆる機会を捉えて、今まで以上の感染防止の情報の提供と対策の必要性の周知を求めるような必要性があるのではないかと考えて、その考えを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 7 番議員さんにお答えいたします。

感染防止対策につきましては、家庭内での子どもたちのいる家庭につきましては、先ほど教育長からありましたように、各学校を通してそれぞれ情報提供していただいて、感染防止に努めていただいているところでございます。

村のほうとしましても、先日村長より行われました防災無線でのメッセージでの呼びかけ、それから先ほど申しましたホームページの掲載、区長文書による呼びかけ、または各団体等各会議等でのそれぞれのアピール・周知というようなことで、感染防止対策の周知を行っているということでございます。

今後も引き続き、国や県からの情報を村民に提供してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

これからウィズコロナということで、活動自体は再開して、各団体のほうのそのような活動は再開の方向に行くのかなと。そのときに、その活動の再開が、結果として感染の拡大となってしまうと、活動団体のほうについてもいろいろ問題を抱えてしまうのであれば、その最初のところに十分な情報などを提供していただいて、その

活動再開が即、適宜感染の拡大にならないような方策を、プッシュ方式でもしっかり伝えて、それについては理解をいただく、協力いただくという形をぜひ取っていただいて、少しでも早く日常に近い生活に戻れるための対策をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、7番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後3時55分といたします。

（午後3時34分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後3時55分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） ここで、議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認め、会議時間を延長することにいたします。

10番須藤軍蔵君より通告がありました「広葉樹再生事業、里山化及び地場産品の発掘について」ほか1件の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 議長の許可を得まして通告いたしております質問を行います。

1番目の広葉樹林の再生事業と里山化及び地場産品等の発掘についてということのようなことで質問を行います。

この件に関しては、3月、6月と連続して質問したかと思いますが、私の願うところの答弁とは大分かけ離れて、それはやっぱり質問の仕方が悪いからだなというふうな。今回は少し角度を変えて。

例えば「苗木のあっせん」なんていう言葉使いましたが、あっせんというから森林組合あっせん、こういう答弁になるので、私はあっせんという意味では間違っているなと思って、やっぱり広葉樹林の再生という事業をやるわけですから、それ、実際は業者に丸投げなんですね。いつの間にかできたわということになっちゃう。

今までの森林再生事業と同じく、業者に丸投げだとどういうことをやるかという、本来の間伐作業であるいいもの残して悪いものを整理するという本来ではなくて、作業効率、機械効率、だーっと行くように、きれいにもう早くできる、こういうようなほうがむしろ優先しているのかなというふうな率直な感想です。私も向かい側にあるので、時々行って、通ったりしますが、そういう方向が往々にして、本来の方向とは若干違う方向に行くことも多いわけであります。

そうではなくて、そしてそれが、成果報告書では、立派にできましたという報告にあるだけでは、ああ、じゃ、村でどうぞやってくださいということになって、村民には全く分からないままに終わってしまう懸念があるんじゃないかなというふうな点か

らして、うまくいくかどうかは別として、やっぱりその一部を住民にも、こういうことでやるんだよということで、ひとつ興味のある方は参加してみないかいとか、やってみないかいということによって広げていくという努力も、村の仕事として必要ではないのかなと。こういう観点からのこれまでの質問でございました。

そういう意味で、これらの問題について、実際村民にも実践してもらい、理解を広めていくということが、広葉樹林の再生事業の成功の一端につながるのではないかとということからのお尋ねでありまして、村として、そういう考え方がやっぱり必要だろうということでもあります。

さて、農業の振興公社ということの立ち上げで、これは農業政策に対する、今朝ほど回覧でちょうど農業の現状に関するアンケート調査の概要というのをいただきました。すばらしい内容ですね。まさに今の現状を反映した、不安と期待と、それから非農家の方もやっぱり心配しているようで、あれを何とかしなきゃないということがここに、この短い文面の中に、まさに凝縮されている。大変ありがたいなというふうに思っております。決して見放してはいないんだな。同時に農業の深刻さというのもまた、農家の方からはこれ出てきています。

そういう意味でも、今度の農業振興公社を立ち上げたということは、やはり押山村政の中で、これは覚悟の中身かなと思うんですね。やっぱりこれ、いや、駄目だったわと言って撤退はできないんですよ、これはね。やっぱり農業をここまであれしてからは。

そして、それは前の議会でも申し上げたように、大玉村が置かれている自然の恵み、立地、そういうものを含めて、先ほど来、朝も話ありましたようなこの道路の利便性や活性化、こういうものはやっぱり一体的なものになるであろうということで、その重要性についても、あえて私はそこについて強調したいというふうに思っております。

そういう意味での村全体の総合的な発展という立場から、そういう意味での前回は共通認識には立てたのかなというふうには思っておりますが、それらについての、まずは森林再生事業についての、改めてそういう方向づけでの取組が、里山化も含めたそうした取組ができるかどうかということについてお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

広葉樹林再生事業につきましては、国の補助事業で、これにつきましては、いわゆる特用林産物、きのこ等のほだ木、これが生産できなくなった木についての再生を図るというふうなことを目的とした事業でございまして、議員お尋ねのような、例えば里山に関してというふうな事業をこの中で行うというのは、やや難しいのかなというふうに現状としては考えてございます。

したがって、今後の方針といたしましたそれとは別に、また何らかの形でできればというふうには考えておりますが、ご要望等に応じた形で、研修あるいは協議というふうなことを進めていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今ほど部長からお話しありましたことは、やっぱり大きな前進の側面かなというふうに捉えております

なおかつ、ひとつ通告では若干触れない部分もありますが、村長の答弁できる範疇だと思うのでお聞きしますが、前回も申し上げました、この広大な国有林、村山あるいは民有林、これを結びつけていく。大事な、いわゆる治山治水の一環でもある、そういう大きな資産でもあるこの部署を、やはり農業政策の部署をつくったように、やっぱり森林に対するところの部署、同じくはできないと思いますが、近い将来、やっぱりそういうきちとつかさどる部署というものは、やっぱり必要であろうというふうに思います。

昨日でしたか、議案調査の中でちょっと出ましたが、森林所有者の意向調査というものについてのお話を聞きに行ったら、なかなか、物すごいボリュームの話で、ちょっとすぐに今ここでどうだこうだとはならないんですけども、要はどうやってそれを生かしてやっていくかということに対することなんですね。

国では、結局税金も入っているから何とかしろというようなことです。本当に治山治水、そういう事業に費やす税金であれば、森林環境譲与税ですか、新たな税金を二、三年のうちに創設されて、村民からも税金もらうことになるんですね。国の防衛と同じくて、やっぱり治山治水だって大事ですから、それは国の政治として当然あってしかなるべきで、昨今騒がれているような2億円から16億円だなんて、そんな訳の分からない銭に使うなら賛成できないけれども、やっぱりそういう森林を守っていくんだということに使う税金は、私は、その税金はあってもしかるべきかなというふうに率直に私の考えとしては思います。

要は、それがきちと使われる。50年、100年のスパンでかかりますね、森林なんては。今年やったから来年どうだったと聞かれても、それはできないんですけども、そういうことについての部署も、やっぱりしっかり結びつけておくというようなその意気込みがあるかどうか。村長に、まず最初にそのことについてお尋ねをしておきます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えします。

森林環境譲与税については、予算のほうというか、あれに載っていますが三百何十万ということで、事業に着手するのには非常に小さい額ですので、数字が小さいので基金のほうに少しためてから使うということでおりますが。

それから森林、この関係については、部署という話がありましたが、農業振興公社の守備範囲は、農・畜・林ということで考えております。ただ、農業は今、即やらなければならないことなので、農業がまず第一優先、そして同時に畜産についてもやっていくと。林業も農業振興公社の仕事の一部ですので、これについても、農業のほうがある程度めどがついてからになると思いますが、職員の数も数ですので、同時に着

手というのは難しいかと思いますが、部署としては、役場のほうにある林業担当と農業振興公社のほうとタイアップしながら事業は進めていきたい。

広葉樹のほうの再生事業については、先ほど部長が言ったとおりで、少し目的が違うということになります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれご答弁いただきましたが、要は細かい事業はさることながら、治山治水あるいは山を守る、そういう観点からの大枠で、細かい事業があれこれではなくて、そういうことが大事だよと。そこをしっかりと守っていく部署が必要であらうというような観点からの、昨今の、今朝ほど来ありましたようなこういう気候変動の関係からしても、特に大事だなという観点からのお尋ねであります。

2番目、地場産品の発掘でございます。

今議会でも、檜葉町でのサツマイモのお話がありました、報告。あそこについては、サツマイモと言いながら、原発事故絡みの様々な資金あるいは事業という展開の中での一つの取組ですから、それを全く、じゃ、ここに当てはめてどうだと言われても、それはできる話ではないことは重々知っておりますが、やはり振興公社で頑張っていて、稲作を中心に何とかしようということであれば、当然、先ほど来話あった直売所の関係とか、近隣のスーパーとかの関係も含めて、やはり一つの、六次化などという、何回も何回もやっとうまくいかなかった話でなくて、きっちり地場産品を、やっぱり地味でも確保して、高齢者対策なり一つの目玉になるような、そういうものを発掘していくための取組というのが大事でないかという観点からのお尋ねでありますので、この点についても、村長の考えをお尋ねいたします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

歴史的に大玉村は、米作が中心でありましたし、その米作で十分農業が成り立ってきましたので、ほかの市町村と比べると、米作以外のものというのはあまり広がってこなかったと、歴史的なものもございます。

ただ、ここに来て、米価の下落とともに、農業者の方々も、やはり米だけでは駄目だぞというふうに考えて、キュウリとかそういうものに取り組む方が増えてきていると。キュウリなんかも地場産品としては大変中心的なものとして施設園芸で収入を上げている方も多いので、そういうものについては、引き続きしっかりと進めてまいると、支援していきたいと。ハウスの建設なんかについても支援は、その補助金制度は充実しておりますので、そういう形でやっていただくと。

それから、あとキュウリ以外に何をやるかということで、今までいろんなものに、地場産品づくりに取り組んできましたが、なかなか定着しないということがありますので、農業振興公社立ち上げたときに職員にも指示していましたが、安達地域農業振興公社、これは二本松でやっている農業振興公社ですが、そこではネギとかそういうもの、キュウリもそうですが、やっておりますので、大玉単独でなくて、安達の農業

振興公社とも連携しながら、地場産品の推進を計画してくれないかということはお願いをしているところです。

やはり、米が厳しい中で農業離れ、そして後継者を育成するためには、施設園芸にしっかりと取り組むと、そのための支援も村としてはしっかりとしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 丁寧な答弁ありがとうございました。

農福連携、あるいは産学連携、そういうものが今言われております。ぜひ、この分野でも、やっぱりしっかりとそれらを踏まえた、あるいは住民も巻き込んだ様々な取組を展開されることを願っています。

次に、2番目の質問で、村道・河川の維持補修の促進について伺います。

まず、1点として、村道の総延長と級別路線数はどれほどかということについて、まず最初にお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 10番議員さんにお答えいたします。

令和4年3月31日現在、管理している村道の総実延長につきましては33万3,995メートル、約334キロメートルとなっております。総路線数は835路線となります。

級別路線の内訳であります、1級路線につきましては8路線で、実延長2万216メートル、約20キロメートル、2級路線につきましては19路線で、実延長3万3,670メートル、約34キロメートル、その他の路線につきましては808路線で、実延長28万109メートル、約280キロメートルとなっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 大変な距離数、東京に行くよりも長い距離を大玉村のこの中に村道があるということで、大変な距離数だなと思います。

私、「ポツンと一軒家」なんていうのを時々見るんですけども、そこに住んでいる人のその生きざまもさることながら、実はそこに行く途中の道路の話ね。よく運転手が「危ない、危ない、落ちそうだ」なんてばかり騒いでいるんだけど、そこをよく見ると、舗装してあったり、ガードレールがあったり、あるいは落石注意と書いてあったり、ここは通ってなんないよと書いてある自治体の看板があるんですね。何かそこに目が行くんですよ、私。これ大変だな住民サービス、これだけやるからには。「危ない、危ない」なんて言っているけれども、ちゃんと、危ないと言いながら通れるように維持管理がされているんですね。場合によっては、水がちょこちょこ出てくるところは、住民にもお願いして、そこを管理してもらうとか。これ、大変な仕事だなというふうにつくづく思っております。そういう意味で、この大玉村でも

334キロということになれば、大変なものでありまして、市町村の管理、ご苦労だなどと思います。

大玉村の令和3年あるいは4年の当初予算の道路に関する予算、これ、通告書に記載の中身であります。それは読みませんが、要するに、それは一定程度機械的に当てはめて、このくらいかなというふうにしてやっているのか。これはどういうふうな方法でこれを算出しているのか。

予算の編成権は当局ですから、これはどうのこうのは言われないうんですけれども、実際にその方針というのはやっぱりあると思うので、その辺についての考え方について、端的にお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

本村の土木費の予算につきましては、道路、橋梁、河川、都市計画、さらには住宅政策、これらに係る経費を合計したものを計上しておりまして、毎年それぞれの事業内容について精査をいたしまして予算要求を行い、それを基に査定が行われ、編成されているものでございまして、一定率合で機械的にこの予算が編成されているというものではございません。

土木費の総予算につきまして、令和3年度と4年度の当初予算額に差が生じたのは、昨年度は復興公営住宅の建設に係ります基金事業の交付金が確定いたしまして、不用残額約3億2,000万円を基金から一般会計に繰入れをいたしまして、国庫に返納をいたしました。これによりまして予算規模が膨らんだというふうなものでございまして、令和4年度の実質的な土木費の事業量が少なくなったということではございません。

また、道路の維持費におきまして、当初予算ベースにおきましては、昨年度より少額となっておりますが、今定例会に上程をさせていただきました補正予算におきまして新たに2,000万円を計上させていただいております。今後も緊急性のある箇所について、予算を確保しながら早期に対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今、部長から丁寧な話がありましたが、実は予算書が届く前にこの通告をしたもので、この補正予算は分かりませんでした。その後から出てきたものですから。ありがとうございました、その点では。

ただ、こういう総延長を一つの物差しにして、そして地方交付税の算定の一つに、これ、大きな財源の一つになっていると思うんですね。そういうものを、地方交付税をいただく一つの長さでもある。路線によったりなんかしても、若干単価は違うんでしょうけれども、いずれにしてもそういうお金を原資としながらこういう事業をするわけですね。したがって、有効な活用というのは大事であろうという、先ほど来、交付金なんていう話ありましたけれども、そういう大事にお金を使っていくということ

は当然の話でありまして。

そういう意味から、実は今度の質問をするに当たって、この大玉の外周の大所、ほんの一部ですけれども、1区、3区、5区ずっと外周りちょっと走ってみたんですけれども、やっぱりどうしても上下水道を布設した切り込みしたところはゆがみが生じる。あるいは中心の道路、例えば昔の農協の本田組合長の家の脇の辺りの道路が結構くたびれているような、急な、そしてあとは、昨今の大雨でこの下がえぐれたと。あるいは1か所ぐらいぽこっとなっていると、次通ったとき、もっとそこが広まっているとか、そういう様々な中身があります。全部それ、一遍にやれという話はとてもこれ、我々が初めて議員させていただいた頃からすると、はるかに予算規模は、もう土木建設予算というのは、3分の1くらいかな、花形だったしね、建設予算は。どのくらいになっているかなというのを一番最初に予算を見たもんですけれども、今はあんまり、正直言ってそこを見なくなっちゃったというのが実態ですね。それほど華々しなかったんだけど、今は細々とした予算になって、残念だなと思っているんですけども。

まず、そういう予算、めり張りのある、先ほど補正したよというお話ありますから、それはいいんですけれども、やっぱり一定程度、この年は少し思い切ってやろうかなというようなことであったり、あるいは、昨日も聞いたんですけれども、ちょっと当てはまらない質問になっちゃうんですけれども、昔は凍上災、凍み上がったからと言ったのを何回か行ってみて、やっている工程も見たんですけれども、あれは比較的、ちょっと事業が長寿命になるのかと思ったんですが、工法といいますか、そういう意味での工夫というものも含めて、めり張りのある予算にぜひできないかということでのお尋ねをいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

近年、気象変化がかなり両極端化しておりまして、大雨による災害、あるいは冬期間の暖冬、あるいは逆の寒冷化、そういったものの影響によりまして、村内におきましても、特に中山間地域を中心にしまして、舗装路面の傷みが目立つところがございます。

村といたしましては、定期的にルートを設けて道路パトロールを行っておりまして、その結果に基づいて、道路補修員によります応急処置も含めて、箇所づけをしながら舗装補修等を行っているような現状でございます。

これらにつきましても、当然予算の確保という現状がございますので、これらに向けてしっかり対応していきたいというふうに考えておりますが、議員お尋ねのめり張りのある予算づけというふうなことでございますけれども、例えば土木費全体でありますと、先ほども申し上げましたように、道路、橋梁、河川、都市計画、住宅というふうな多岐にわたりますが、例えば道路の計画において、当該年度については、補助事業による実施箇所が比較的少ないんではないかというふうなときには、維持費を多

めというふうな。そうなりますと、その逆の場合、例えば道路の新設整備が多い場合には、維持費が若干圧縮されるというふうなこともございますけれども、できるだけそういった変化のないような形で財源をしっかりと確保しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ答弁をいただきました。そこら辺の維持補修についても、引き続きしっかりとお願いをしたいと思います。

特に今回の場合は、浮き上がった部分がありますね。あれ、構わないでよくと、ぶつかったりすると、いわゆる村の責任ということになるので、やっぱり通らんにところは、もう通らんによとやっておかないと。そこら辺、ひとつ注意をして、通らんという看板をすれば、それを無理して通るのは、それはそれでまた別問題なので、そういうことについても注意をしていただきたいというふうに強くお願いをしておきます。

次に、河川を中心とした災害対策について。今朝ほどもありましたし、この後もありますので、私はなるべく少なくしますが、いずれ9月1日は防災の日でしたが、世界各地で人々が過去に経験したことのないような、そうした様々な異常気象、自然災害というのが相次いで多いです。水不足、あるいは逆に水没するなどの異常気象、自然災害が相次いでいます。そういう背景には、やはり地球の温暖化があるのではないかと言われています。

6月下旬から7月にかけての猛暑、これ、相当強く記録的な暑さが続きました。全国の24か所の地点では過去最高の気温を記録したと言われてますし、東京では35度以上の日が9日間続いたという話もありますし、気象庁のそうした対策の部署では、そうした問題に対して、やはり異常気象が背景にあるのではないかと。これからそういうものがもっと大きくなっていくんでないかという懸念が言われております。東北や北陸でこの前の記録的な大雨、あるいは一昨日も見てまいりましたうちのほうの水源地を含むあの3日の災害、あれもその一つでありました。

そういう意味でも、この治山治水は大事な中身でありますし、大玉村にあっては、これまで大雨や大雪、比較的少なく、挨拶の中で、「あんまりあれでなくてよかったない」というような話でこれまで来ましたが、これからはそういうのが通用しないようなことになってくるんじゃないかという懸念もあります。

そうした中で、住民と財産を守るというのは、これは国家的な、あるいは自治体の大きな仕事でありますので、これらの問題についても、特に、私は今回は河川についてだけ質問しますが、朝ほどありましたように、県管理と村管理の川がつながっている。そのことによって、村管理については村だ、県は県だということではやっぱり、住民にとっては、あるいは利用者にとっては、どこの管理だって関係ないんですね、川なり道路。関係ないという言葉はちょっと言い過ぎですけども、やっぱり善良な管理や、あるいは感謝もしていただきながら使ってもらわないとしょうがないけれど

も、しかし、実際は、ここからここまで村道だよ、ここからここは県道なんだなんてよく言われるけれども、それは走る人にとっては大して関係ない。川もそうですね。あそこから下は県管理でどうのこうのというのは。それはそのとおりなんです。でも、先ほど来話あった河床払いについても、やはりやってもらったところは大変に流れがよくて、残っていたところは、今度危ない、越水する。全く危険な状態ということで、これはどこまでやっても、いや、立派にできたわというふうにはならないけれども、しかし、努力はしなくちゃならないと思うんですね。特に今回のそういう場所も、そのときそのときで状況違いますけれども、やっぱりそういうことが起き得るわけであります。

したがって、一番私が申し上げたいのは、県管理だと言いながら、やっぱり一番身近なのは村でありまして、村職員の方がその住民の方の意見を聞くなり、どういうふうになっているかなり、どうしたほうがいいのかというのを、やっぱりいろいろ聞きながら。そしてそれを、それやっているぞと村長は言うかもしれないけれども、さっき話あったように、こうやってやっているんだという話あったから。やっぱり、絶えずそれはやっていかないと、目に見えるのは、やっぱり村の職員の方の動きだと思うんですよ。信頼もそうだと思うので。ぜひそういう意味では、県管理だ、村管理だ、それは全くそうですし、また災害によっては、はっきりしているように、本当はここまでこっちとこっちやればつながるなと思ったって、この間見てきたとおり、それは実際にはできないという、そういうジレンマも実際はありながらも、やっぱり大変なんですね、これ。自治体でも大変だと思うんですけども、できるだけやっぱりそういうものを。あれやると、今度反対側になるということに相なるんですが、やっぱり国・県に言い続ける以外に村としてはないのかなと思うんですけども。特に住民の声を背景にしながら、あるいは住民にもお話をしながら、そういう姿勢を貫いていくということが大事であろう。あと、いろいろ事務的なこととか、進め方については、それぞれ職員の方からのお話もいただいておりますので、特に首長としてのそうしたことに對するところの取り込む決意というものを伺っておきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

本当に大玉村は水害に強いと、大玉村は大丈夫と、自分は大丈夫と思ったのは、今はもう幻想になりつつあるということで、今回の9月の広報にもコラムでこの災害のことを書かせていただきました。今まで我々が持っていたその思いというのはもう通用しないということは、今回の災害を見ても感じているところです。

ですから、これに對してどういうふうに対応するかということは、やっぱり早急に検討しなければいけないというふうに考えています。

県管理と村管理というのを分けるのは、どっちが工事をやるかということだけです。職員は絶えずそういうことに関係なく、県管理であろうと村管理であろうと日常的にしっかりと監視をして管理をしております、声を聞いております。

ですから、その区分けというのは、単なる、どっちが管理していたか、例えば工事

する場合の責任はどっちにあるのかというようなことだけですので、日常的には、職員もそういうことは意識しないで、村全体として、道路についても河川についても、しっかりとパトロールをしながら、現状をしっかりと見極めて、そして県のほうに伝えるべきは伝えて。

河道掘削については、かなり当初から比べると進んでいます。3本の河川がありますので、それぞれ計画的に進めていただいて、1年に2回、3回と建設事務所のほうに出向いたり、来ていただいたりして、要望を聞いていただいておりますので。これはこれからも引き続き強く要望はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれご答弁をいただきありがとうございました。

いずれ、災害時には大変職員の皆さんにはご苦勞をかけるわけではありますが、これこそ公僕でありますので、今後引き続きよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後4時32分）